

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税(県税)に関する事務に係る全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、地方税(県税)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために必要な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・岡山県は「地方税(県税)に関する事務」を行うために「税務システム」を使用している。
- ・税務システムに係る保守運用業務及び税務事務の一部を外部業者に委託しているが、不正入手・不正使用対策として「個人情報取扱特記事項」に基づく守秘義務を課し、情報セキュリティ遵守状況を確認している。
- ・内部による不正利用防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードにより操作者、照会範囲を限定、追跡調査のため、システムの使用記録を保存するなど対策を講じている。

評価実施機関名

岡山県知事

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年4月1日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

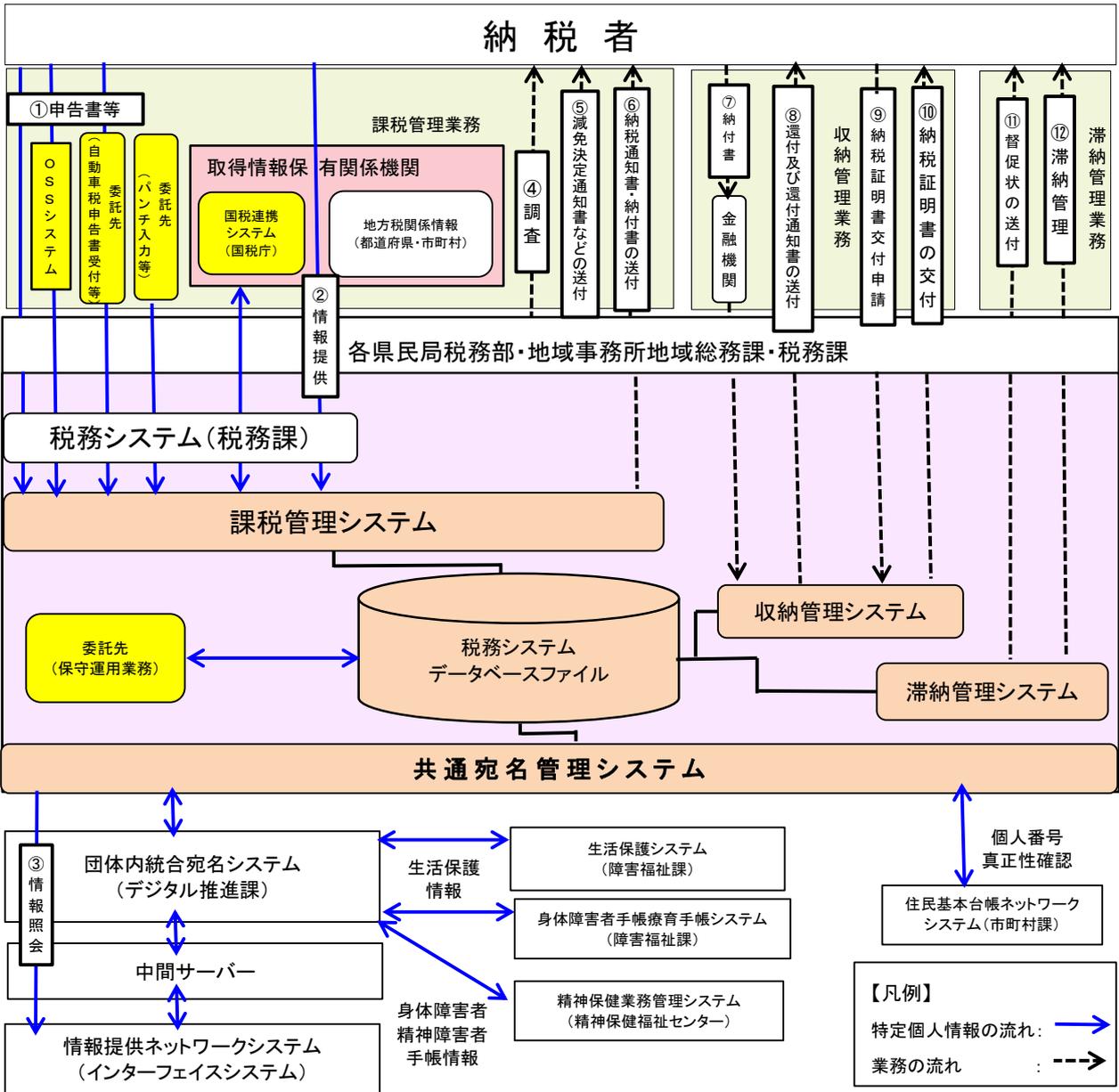
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システムにその結果を返却する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号及び業務利用番号(既存業務システムの宛名番号)とひも付けて保存し、管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能: 中間サーバーに対して、既存業務システムの情報照会用データ又は情報提供用データを連携し、その結果を取得する機能。</p> <p>4. 既存業務システム連携機能: 既存業務システムから情報照会用データ又は情報提供用データを受領し、「3. 中間サーバー連携機能」により取得した結果を既存業務システムに連携する機能。</p> <p>5. 符号取得支援機能: 中間サーバーに対し、符号取得の処理通番発行依頼を要求する機能。</p> <p>6. 共通変換機能: 既存業務システムからの受領データの文字コードやデータ形式、桁数を変換する機能。</p> <p>7. データ送受信機能: 情報照会、情報提供等に関するデータを送受信するための機能。</p> <p>8. 職員認証・権限管理機能: 職員認証によりアクセス制御を実現する機能。アクセスログを取得、管理、保存する機能。</p> <p>9. システム管理機能: 時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を実現するための機能。</p> <p>10. 住基ネット連携機能: 団体内統合宛名に登録した宛名情報の正確性を担保するために、基本4情報を住基ネットに照会、取り込む機能。(但しネットワークでの直接接続ではなく、媒体経由で実施する。)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー、庁内各業務システム)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(注)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(注)セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1. 符号管理機能: 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能: セキュリティを管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能: 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバ部分について記載)								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 都道府県の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム5									
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)								
②システムの機能	<p>国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</p> <p>所得税確定申告書等に係るデータ(国税連携データ)を、国税庁からeLTAXを通じて各地方公共団体へ送信する。各地方公共団体では、受信サーバのオプション機能を利用して、受信データの管理、検索、帳票表示、印刷、ダウンロード、団体間回送などを行うことができる。</p> <p>1. 確定申告データ(e-TAXデータ、KSKデータ(注))ダウンロード機能</p> <p>2. 確定申告イメージデータ(KSKデータ)ダウンロード機能</p> <p>3. 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換機能</p> <p>4. 団体間回送機能(地方団体から他の地方団体に対して申告書データ等を回送する機能) (注)e-TAXデータ…電子申告で提出された所得税申告書データ KSKデータ…書面で提出された所得税申告書のデータ</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input checked="" type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)システム(都道府県税の所管するシステム(OSS都道府県共同利用化システム)について記載)
②システムの機能	1. 利用者がインターネットを通じて提出した自動車税申告書を審査し、税額を確定して納税義務者に税額の通知を行う。 2. 利用者がインターネットバンキング等によって行った納税情報を取得し、管理する。 3. 自動車申告書、車検証、審査結果情報、納付情報等の情報を都道府県に提供する。(CSV形式) ※都道府県とOSS都道府県共同利用化システムサーバはLGWANを利用して接続する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (OSSインターフェースシステム、MPN地公体通信サーバ)
3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・県税関係の申告書・届出書に記載される個人番号を利用し、効率的な情報の名寄せ、管理を行い、県税の公平・公正な賦課徴収事務を行う必要がある。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報を情報提供ネットワークを通じて取得することにより、県税の減免事務等を効率化する必要がある。
②実現が期待されるメリット	○県税の公平・公正な賦課徴収、行政事務の効率化、納税者の利便性向上 ・個人の宛名の正確性が向上することで、県税の公平・公正な賦課徴収につながる。 ・個人の特定、個人の宛名の突合が効率化し、行政事務全体の効率化につながる。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報により、県税の減免を受ける際に障害者や生活保護受給者の確認方法が電子化されることで、証明書類の提示が不要となり、納税者の利便性が向上する。 ・地方税関係情報により、県税の軽減を受ける際に、所得情報の確認方法が電子化されるため、証明書等の添付が不要となり、納税者の利便性が向上する。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条1項及び別表第一の16の項。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の28の項。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡山県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

■ 地方税に関する事務内容



(備考)

納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。
- ③ ②について、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークと連携して、情報照会を行う。
- ④ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ⑤ ②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑥ ①～④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑦ 納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。
- ⑧ 納税額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。
- ⑨ 納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。
- ⑩ ⑨に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑪ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑫ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課、徴収を目的として、宛名の名寄せ・突合が正確かつ効率的にできるよう、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報及び連絡先:①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のため 3. 国税関係情報:課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報:地方税関係情報により、課税事務又は税の軽減を行うため 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する税の減額決定を行うため 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する税の減額決定を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月4日
⑥事務担当部署	岡山県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (障害福祉課、市町村課、デジタル推進課、精神保健福祉センター) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署(国税庁)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村、他の都道府県) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、国税連携システム)	
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 定期的に入手する事務 ・個人事業税の定期課税に関する事務(税務署(国税庁)から):「年6回、2月～7月」 ・不動産取得税の課税に関する事務(市町村から):「毎月1回」 <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務 ・申告及び届出に関する事務(本人又は本人の代理人から):「申告等を受けた都度」 ・納税者の特定に関する事務(評価実施機関内の他部署から):「事務処理上、納税者の特定が必要な都度」	
④入手に係る妥当性	<input type="checkbox"/> 定期的に行う事務 ・個人事業税の定期課税を行うため、前年分所得税確定申告書の情報を、税務署(国税庁)から国税連携システムを経由して、毎年2月～7月の間、月1回、計6回入手する。 ・不動産取得税の月次課税を行うため、土地・家屋の評価情報を、県内市町村からフラッシュメモリ、総合行政ネットワーク(LGWAN)により毎月1回、計12回入手する。 <input type="checkbox"/> 個別に対応する事務 ・新規の申告又は届出等については、まず本人から紙ベースの申告書及び届出書等の提出を原則としており、これを受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を随時入手する。また、その申請等のうち、減免事務に係るものについては、減免事務に必要な情報を庁内他部署又は情報提供ネットワークにより市町村及びその他の機関から随時入手する。 ・その後、必要に応じて納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報について、市町村及び他の機関に確認する。納税者の特定については、必要に応じて住民基本台帳ネットワークを通じて確認を行う。	
⑤本人への明示	・本人から入手する場合には、本人に特定個人情報として入手すること及びその利用目的を明示する。 ただし、地方税法等で定められた情報については、番号法第19条第8号の規定により、その限りでない。 ・庁内他部署との情報連携は、番号法第19条9号に、市町村及び他の機関から情報提供ネットワークを通じて入手を行うことは番号法第19条7号に明示されているが、窓口対応する場合はその旨本人に口頭で説明を行う。 ・個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税並びに自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、旧地方税法第72条の55及び55の2、第73条の18、第122条、第152条並びに地方税法第160条、第177条の13等の規定により、入手することが明記されている。 ・その他、番号法第19条各号の規定により例外的に特定個人情報の提供が認められる場合については、入手についても認められる(番号法第15条)。	
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課徴収事務のため、申告書等との突合が正確かつ効率的にできるよう、特定個人情報を使用する。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	岡山県総務部税務課、岡山県の各県民局税務部及び地域事務所地域総務課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>⑧使用方法 ※</p>	<p>I 課税管理に関する事務 ・申告及び届出等による情報から課税管理業務を行う。 II 収納管理に関する事務 ・収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。 III 滞納管理に関する事務 ・滞納者情報等から滞納管理業務を行う。 IV 共通宛名管理に関する事務 ・納税者の宛名情報の特定や突合を行い、共通宛名管理業務を行う。</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>○ I 課税管理に関する事務 ・県税の軽減等を行うため、本人から提出された軽減に係る申告書等の内容と、市町村から情報提供ネットワークシステムを通じて入手した地方税関係情報との突合を行う。 ・県税の減免決定等を行うため、本人から提出された減免に係る申請書等の内容と、庁内他部署との情報連携又は市町村及び他の機関から情報提供ネットワークシステムを通じて入手した障害者情報又は生活保護関係情報との突合を行う。 ○ 上記 I ～ III に係る IV 共通宛名管理に関する事務 ・納税者の確認(納税者の特定等)を行うため、当該システムにおける宛名情報と、他の団体(市町村)、庁内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報の突合を行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>・地方税関係情報により税の軽減を行う。 ・障害者に対する税の減額決定を行う。 ・生活保護者に対する税の減額決定を行う。</p>
<p>⑨使用開始日</p>	<p>平成28年1月4日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	税務システム保守運用業務	
①委託内容	税務システムの運用業務、保守業務、システム改修業務、指定用紙管理業務、ソフトウェア保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者	
その妥当性	税務システムの運用、保守、システム改修業務については全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (データ連携用サーバー)	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には契約情報を岡山県のホームページにて公開している。	
⑥委託先名	株式会社日立製作所 中国支社岡山支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託契約書において、原則再委託は禁止しているが、あらかじめ書面による承認を受けたときはこの限りでないことを明記している。委託先から再委託承認申請書が提出された際には、その理由や内容を精査した上で、承認している。なお、再委託先の行為については、委託先が一切の責任を負うこと、機密保持及び個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同様の守秘義務を課すことを条件としている。
	⑨再委託事項	税務システム保守運用業務の一部

委託事項2～5	
委託事項2	岡山県入出力センター運用業務
①委託内容	課税、収納消込情報のパンチ入力、大量帳票の印刷業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <small><選択肢></small> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※ 個人事業税、不動産取得税等、県税に係る納税者及び課税調査対象者
	その妥当性 個人事業税、不動産取得税のデータ入力、その他県税に関する大量帳票等の印刷業務を委託しているが、申告書等に個人番号が含まれるようになり、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (データ連携用サーバー) <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には契約情報を岡山県のホームページにて公開している。
⑥委託先名	株式会社両備システムズ
再委託	⑦再委託の有無 ※ <input type="checkbox"/> 再委託する <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法 委託契約書において、原則再委託は禁止しているが、あらかじめ書面による承認を受けたときはこの限りでないことを明記している。委託先から再委託承認申請書が提出された際には、その理由や内容を精査した上で、承認している。なお、再委託先の行為については、委託先が一切の責任を負うこと、機密保持及び個人情報保護に関して、再委託先にも委託先と同様の守秘義務を課すことを条件としている。
	⑨再委託事項 データ入力業務、デリバリー業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (30) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	個人事業税の賦課資料
③提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税申告書の情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国税連携システム(eLTAX)で入手した所得税の申告書情報のうち、他の都道府県において賦課をする所得税の申告者(本県に住所は有するが、事業所は有しない者)
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (国税連携システム(eLTAX)→LGWAN→地方税ポータルセンタ(eLTAX)→ LGWAN)
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合、随時
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 片内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>< 税務システムにおける措置 > ①税務システムは県内のデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理することとしている。 ②特定個人情報はサーバー室内に設置された税務システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。</p> <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ①団体内統合宛名システムはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理することとしている。 ②特定個人情報はサーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップも同室内の機器に保存することとしている。</p> <p>< 中間サーバーにおける措置 > ①中間サーバーはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p style="text-align: center;">< 選択肢 > 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[6年以上10年未満]</p> <p>その妥当性</p> <p>県税の賦課徴収事務において管理している課税情報、収納情報、滞納情報については、過年度分の税額の更正や賦課徴収に関する訴訟、不服審査の対応等に必要期間(時効の中断等、特別な場合を除き最長7年)を経過後、速やかに消去する。</p>
<p>③消去方法</p>	<p>< 税務システムにおける措置 > ①共通宛名情報で管理している特定個人情報については、課税、収納、口座、滞納の情報がない等の条件設定に基づき、システムにて消去する。 ②申請書及び届出書等の紙媒体については、職員立会いの上、外部業者による裁断溶解処理を行う。</p> <p>< 団体内統合宛名システムにおける措置 > ①特定個人情報(税務システムから提供された識別情報に限る)の消去は、岡山県税務課の依頼を受けてデジタル推進課又は団体内統合宛名システムの保守・運用業者が行う。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、団体内統合宛名システムの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>< 中間サーバーにおける措置 > ①特定個人情報の消去は岡山県の操作によって実施されるため、通常、中間サーバーの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバーの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>

7. 備考

特になし。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【税務システムデータベースファイル全記録項目6,340項目】

〔共通宛名管理〕(記録項目162項目)

<<宛名>>

(共通宛名)

名寄番号_本番,名寄番号_枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,氏名カナ,氏名漢字,郵便番号,住所コード,住所カナ,住所漢字,住所カナ桁数,住所漢字桁数,圧縮済氏名カナ,圧縮済住所カナ,圧縮済氏名漢字,組織コード,表示位置,電話番号区分1,電話番号1,電話番号区分2,電話番号2,電話番号区分3,電話番号3,生年月日,死亡フラグ,死亡年月日,確認書類コード,本籍地_住所コード,本籍地_郵便番号,本籍地_住所カナ,本籍地_住所漢字,本籍地_住所カナ桁数,本籍地_住所漢字桁数,本籍地_戸籍筆頭者,納税者番号,事務所コード,完納フラグ_全体,完納フラグ_01,完納フラグ_02,完納フラグ_03,完納フラグ_04,完納フラグ_05,完納フラグ_06,完納フラグ_07,完納フラグ_08,完納フラグ_09,完納フラグ_10,完納フラグ_11,完納フラグ_12,完納フラグ_13,完納フラグ_14,完納フラグ_15,完納フラグ_16,完納フラグ_17,完納フラグ_18,完納フラグ_19,完納フラグ_20,事由コード_2桁,事由年月日,備考_20桁,変更業務,宛名削除日,確認フラグ,マイナンバー,性別コード

(共通宛名履歴)

名寄番号_本番,名寄番号_枝番,履歴番号_20桁,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,氏名カナ,氏名漢字,郵便番号,住所コード,住所カナ,住所漢字,住所カナ桁数,住所漢字桁数,圧縮済氏名カナ,圧縮済住所カナ,圧縮済氏名漢字,組織コード,表示位置,電話番号区分1,電話番号1,電話番号区分2,電話番号2,電話番号区分3,電話番号3,生年月日,死亡フラグ,死亡年月日,確認書類コード,本籍地_住所コード,本籍地_郵便番号,本籍地_住所カナ,本籍地_住所漢字,本籍地_住所カナ桁数,本籍地_住所漢字桁数,本籍地_戸籍筆頭者,納税者番号,事務所コード,完納フラグ_全体,完納フラグ_01,完納フラグ_02,完納フラグ_03,完納フラグ_04,完納フラグ_05,完納フラグ_06,完納フラグ_07,完納フラグ_08,完納フラグ_09,完納フラグ_10,完納フラグ_11,完納フラグ_12,完納フラグ_13,完納フラグ_14,完納フラグ_15,完納フラグ_16,完納フラグ_17,完納フラグ_18,完納フラグ_19,完納フラグ_20,事由コード_2桁,事由年月日,備考_20桁,変更業務,宛名削除日,確認フラグ,マイナンバー,性別コード

(索引)

名寄番号_本番,名寄番号_枝番,シーケンス,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,税目コード,事務所コード,賦課番号等

(屋号)

屋号カナ,シーケンス,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,税目コード,事務所コード,整理番号_6桁

(統合宛名番号)

業務区分,個別宛名番号,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,統合宛名番号,更新年月日,削除年月日

〔口座情報管理〕(記録項目266項目)

<<口座>>

(口座)

名寄番号_本番,税目コード,事務所コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,金融機関コード,支店コード,預金種別コード,口座番号,予備_2桁,口座名義人,依頼書コード_年度,依頼書コード_事務書コード,依頼書コード_一連番号,異動事由1,異動年月日1,異動事由2,異動年月日2,異動事由3,異動年月日3,異動事由4,異動年月日4,異動事由5,異動年月日5,異動事由6,異動年月日6,振替不能回数,中断年月,停止フラグ,最終使用年月,新規_変更年月,予備_023,更新年月日,還付_金融機関コード,還付_支店コード,還付口座_預金種別コード,還付_口座番号,還付口座番号予備,還付_口座名義人カナ,還付使用フラグ

(口座振替共通MT修正データエントリー)

年度,税目コード,管轄事務所コード,連番_4桁,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,入力日付,事務所コード,賦課番号,CD,年度期_14桁,申告区分,異動事由入力,金融機関コード,支店コード,預金種別コード,口座番号,口座名義人

(口座振替依頼採番)

年度,事務所コード,予備_006,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,ファイル番号,採番済連番_006
口座振替共通MT修正データエントリー-DB(C0RM0060),年度,税目コード,事務所コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,採番済連番

(口座振替依頼人)

税目コード,予備_010,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,ファイル番号,依頼人コード,依頼人名(カナ),依頼人名(漢字),予備_038,更新年月日

(口座振替情報)

処理年月日,連番_7桁,削除フラグ,削除年月日,種別コード,口座振替_処理区分,依頼人コード,依頼人名(カナ),振替指定日,依頼先_金融機関コード,依頼先_金融機関名,依頼先_支店コード,依頼先_支店名,振替口座_金融機関コード,振替口座_金融機関名,振替口座_支店コード,振替口座_支店名,交換所番号,振替口座_預金種別,振替口座_口座番号,振替口座_預金者名,振替金額,新規コード,振替コード,再振替日,再振替回数,優先処理_毎月,優先処理_コード,補助文言表示,システム使用欄11_資金コード,システム使用欄11_予備1,システム使用欄11_会計年度,西暦下2桁,システム使用欄11_会計コード,システム使用欄11_科目コード,システム使用欄11_個別ID,システム使用欄21_税目コード,システム使用欄21_事務所コード,システム使用欄21_賦課番号,システム使用欄21_年度_期_元号,システム使用欄21_年度_期_年,システム使用欄21_年度_期_期別,システム使用欄21_年度_期_桁数,システム使用欄21_年度_期_申告区分,システム使用欄22_ソート用事務所コード,システム使用欄22_予備1,個別システムID,口座振替情報管理番号,口座振替情報登録日,口座振替依頼作成日,口座振替結果受信日,口座振替結果送信データ作成日,連携エラーコード,登録時刻

(口座移管)

処理年月日,連番_7桁,削除フラグ,削除年月日,種別コード,口座振替_処理区分,委託者コード,委託者名,作成年月日,取引銀行番号,取引銀行名,取引支店番号,取引支店名称(カナ),預金種別,委託者,口座番号_委託者,引落銀行番号,引落支店番号,預金種別,口座番号,口座名義人,税目コード,事務所コード,名寄番号_本番,名寄番号_枝番,新引落支店番号,新引落支店名,新預金種別,新口座番号,新銀行コード,新金融機関名,結果コード,登録時刻

(口座振替情報結果)

処理年月日,連番,7桁,削除フラグ,削除年月日,種別コード,口座振替_処理区分,依頼人コード,依頼人名(カナ),振替指定日,依頼先_金融機関コード,依頼先_金融機関名,依頼先_支店コード,依頼先_支店名,振替口座_金融機関コード,振替口座_金融機関名,振替口座_支店コード,振替口座_支店名,交換所番号,振替口座_預金種別,振替口座_口座番号,振替口座_預金者名,振替金額,新規コード,振替コード,再振替日,再振替回数,優先処理_毎月,優先処理_コード,補助文言表示,システム使用欄11_資金コード,システム使用欄11_予備1,システム使用欄11_会計年度_西暦下2桁,システム使用欄11_会計コード,システム使用欄11_科目コード,システム使用欄11_個別ID,システム使用欄21_税目コード,システム使用欄21_事務所コード,システム使用欄21_賦課番号,システム使用欄21_年度_期_元号,システム使用欄21_年度_期_年,システム使用欄21_年度_期_期別,システム使用欄21_年度_期_桁数,システム使用欄21_年度_期_申告区分,システム使用欄22_ソート用事務所コード,システム使用欄22_予備1,個別システムID,口座振替情報管理番号,口座振替情報登録日,口座振替依頼作成日,口座振替結果受信日,口座振替結果送信データ作成日,連携エラーコード,登録時刻

(口座移管)

処理年月日,連番,7桁,削除フラグ,削除年月日,種別コード,口座振替_処理区分,委託者コード,委託者名,作成年月日,取引銀行番号,取引銀行名,取引支店番号,取引支店名称(カナ),預金種別_委託者,口座番号_委託者,引落銀行番号,引落支店番号,預金種別,口座番号,口座名義人,税目コード,事務所コード,名寄番号_本番,名寄番号_枝番,新引落支店番号,新引落支店名,新預金種別,新口座番号,新銀行コード,新金融機関名,結果コード,登録時刻

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

〔課税管理〕

≪ 個人事業税 ≫ (記録項目312項目)

(課税)

税目コード、事務所コード、税務署コード、納税者番号、7桁、CD、所得年、賦課決定区分、賦課決定シケンス、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、ファイル#、賦課理由区分コード、国税等処理年月日、賦課年度、賦課決定年月日、納期限1、納期限2、青白区分コード、分割区分コード、業種コード、3桁、所得税額区分コード、税理士コード、所得金額、営業、所得金額、その他事業、所得金額、不動産、所得金額、短期譲渡、農業、青色申告特別控除額、所得税事業専従者控除額、技術海外取引所得等控除額、非課税事業等コード1、非課税事業等所得金額1、非課税事業等コード2、非課税事業等所得金額2、非課税事業等コード3、非課税事業等所得金額3、非課税事業等コード4、非課税事業等所得金額4、非課税事業等コード5、非課税事業等所得金額5、総所得金額、事業税事業専従者控除、人員数、事業税事業専従者控除、控除額、損失繰越控除額、被災損失繰越控除額、譲渡損失控除額、譲渡損失繰越控除額、事業主控除前金額、事業主控除月数、事業主控除額、課税標準額、本県分、課税標準額、他県分、課税標準額、課税免除分、課税免除額、確定税額、減免額、減免額累計1、減免額累計2、減免額累計3、今回増差額、税額1期分、税額2期分、税額随分期、課税免除、減免コード、申請年月日、承認年月日、課税標準額、減免、租特法区分コード、社会保険診療等収入額、社会保険診療等所得額、自由診療等収入額、自由診療等所得額、更新区分、収入金額、不動産

(税目宛名)

税目コード、事務所コード、税務署コード、納税者番号、7桁、CD、所得年、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、ファイル#、名寄番号、本番、名寄番号、枝番、完納フラグ、発送先区分コード、氏名漢字、郵便番号、住所コード、市町村、住所コード、大字、住所コード、小字、住所漢字、住所漢字、開業年月日、開業年月日、廃業年月日、分割基準、全体、人員、分割基準、本県分、人員、分割基準、他県分、県コード1、分割基準、他県分、人員1、分割基準、他県分、県コード2、分割基準、他県分、人員2、分割基準、他県分、県コード3、分割基準、他県分、人員3、分割基準、他県分、県コード4、分割基準、他県分、人員4、整理番号、7桁、課税履歴入力有フラグ、相続人フラグ

(エンリ)

税目コード、事務所コード、連番、5桁、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、所得年、税務署コード、整理番号、7桁、納税義務者変更登録コード、氏名カナ、氏名漢字、バッチ、発送先区分コード、住所コード、県、住所コード、市町村、住所コード、大字、住所コード、小字、住所カナ、郵便番号、住所漢字、バッチ、発送先、氏名漢字、バッチ、発送先、住所コード、県、発送先、住所コード、市町村、発送先、住所コード、大字、発送先、住所コード、小字、発送先、郵便番号、発送先、住所漢字、バッチ、電話番号区分1、電話番号区分2、電話番号区分3、電話番号3、生年月日、文字、開業年月日、文字、開業年月日、文字、廃業年月日、文字、青白区分コード、分割区分コード、業種コード、3桁、国税業種名称、賦課理由区分コード、所得税額区分コード、国税等処理年月日、文字、税理士コード、所得金額、営業、文字、所得金額、その他事業、文字、所得金額、不動産、文字、所得金額、短期譲渡、農業、文字、青色申告特別控除額、文字、所得税事業専従者控除額、文字、技術海外取引所得等控除額、文字、非課税事業等コード1、非課税事業等所得金額1、文字、非課税事業等コード2、非課税事業等所得金額2、文字、非課税事業等コード3、非課税事業等所得金額3、文字、非課税事業等コード4、非課税事業等所得金額4、文字、非課税事業等コード5、非課税事業等所得金額5、文字、事業税事業専従者控除、人員数、文字、事業税事業専従者控除、控除額、文字、損失繰越控除額、文字、被災損失繰越控除額、文字、課税標準額、分割、文字、租特法区分コード、社会保険診療等収入額、文字、社会保険診療等所得額、文字、自由診療等収入額、文字、自由診療等所得額、文字、収入金額、不動産、文字、損失繰越控除額警告フラグ、T#01エラー項目番号、60桁、T#02エラー項目番号、60桁、T#03エラー項目番号、60桁、T#04エラー項目番号、60桁、T#05エラー項目番号、60桁、T#06エラー項目番号、60桁、T#07エラー項目番号、60桁、T#08エラー項目番号、60桁、T#09エラー項目番号、60桁

(国税連携)

税目コード、国税連番、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、局署番号、整理番号、8桁、所得年、異動年月日、申告年月日、国税異動事由コード、国税申告区分コード、利用者識別番号、国税氏名漢字、国税氏名カナ、圧縮済国税氏名カナ、郵便番号、国税住所漢字、住所、1月1日、電話番号、生年月日、性別コード、屋号、雅号、職業名称、世帯主氏名、続柄、青白区分コード、確定申告、収入金額、営業、確定申告、収入金額、農業、確定申告、収入金額、不動産、確定申告、収入金額、利子、確定申告、収入金額、配当、確定申告、収入金額、給与、確定申告、収入金額、公的年金、確定申告、収入金額、その他雑、確定申告、収入金額、譲渡、短期、確定申告、収入金額、譲渡、長期、確定申告、収入金額、一時、確定申告、所得金額、営業、確定申告、所得金額、農業、確定申告、所得金額、不動産、確定申告、所得金額、利子、確定申告、所得金額、配当、確定申告、所得金額、給与、確定申告、所得金額、雑、確定申告、所得金額、譲渡、一時、確定申告、所得金額、合計、確定申告、所得差引、雑損控除、確定申告、所得差引、医療費控除、確定申告、所得差引、社会保険控除、確定申告、所得差引、小規模企業共済等掛金控除、確定申告、所得差引、生命保険控除、確定申告、所得差引、地震保険控除、確定申告、所得差引、寄附金控除、確定申告、所得差引、寡婦寡夫控除、確定申告、所得差引、勤労学生、障害者控除、確定申告、所得差引、配偶者控除、確定申告、所得差引、配偶者特別控除、確定申告、所得差引、扶養控除、確定申告、所得差引、基礎控除、確定申告、所得差引、合計、確定申告、課税所得金額、確定申告、税額、確定申告、源泉徴収税額、確定申告、申告納税額、確定申告、予定納期税額、確定申告、第3期分納付税額、確定申告、第3期分還付税額、確定申告、専従者給与額合計、確定申告、青色申告特別控除額、確定申告、本年差分繰越損失額、確認フラグ、マイナンバー

(採番)

税目コード、テーブル区分、事務所コード、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、連番、5桁

(キ-変更)

税目コード、事務所コード、連番、6桁、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、変更理由コード、変更前事務所コード、変更前賦課番号、変更後事務所コード、変更後賦課番号

(統計)

税目コード、事務所コード、処理年、バラツク、現過年、分割区分コード、業種コード、3桁、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、調定額

≪ 鉱区税 ≫ (記録項目193項目)

(課税)

税目コード、事務所コード、鉱区、県コード、登録区分、登録番号、4桁、CD、賦課すべき年度、名変、調定SEQ、3桁、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、ファイル番号、賦課年度、賦課月、賦課理由コード、総鉱区面積、確定額、増減額、賦課年月日、納期限、減額効力年月日、按分1保有月、按分1課税標準、按分2保有月、按分2課税標準、按分3保有月、按分3課税標準、按分4保有月、按分4課税標準、按分5保有月、按分5課税標準、按分6保有月、按分6課税標準、按分7保有月、按分7課税標準、按分8保有月、按分8課税標準、按分9保有月、按分9課税標準、按分10保有月、按分10課税標準、按分11保有月、按分11課税標準、按分12保有月、按分12課税標準、増減区分、収納INF作成済フラグ

(税目宛名)

税目コード,事務所コード,鉱区 県コード,登録区分,登録番号_4桁,CD,賦課すべき年度,名変,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,ファイル番号,名寄番号_本番,名寄番号_枝番,完納フラグ,課税区分,共同鉱業権者数,非課税共同権者数,設定登録年月日,異動事由コード_2桁,異動年月日,総鉱区面積,本県分課税対象面積,本県分非課税対象面積,他県分面積県コード*1,他県分面積1,他県分面積県コード*2,他県分面積2,他県分面積県コード*3,他県分面積3,税率区分,税率コード,鉱種コード*1,鉱種コード*2,鉱種コード*3,鉱種コード*4,鉱種コード*5,鉱種コード*6,鉱種コード*7,鉱種コード*8,鉱種コード*9,鉱種コード*10,鉱区所在地県コード,鉱区所在地市町村コード,鉱区所在地大字コード,鉱区所在地小字コード,鉱区所在地住所漢字,鉱区所在地住所漢字桁数,納税義務者共1県コード,納税義務者共1市町村コード,納税義務者共1大字コード,納税義務者共1小字コード,納税義務者共1住所漢字,納税義務者共1住所漢字桁数,納税義務者共1氏名漢字,納税義務者共2県コード,納税義務者共2市町村コード,納税義務者共2大字コード,納税義務者共2小字コード,納税義務者共2住所漢字,納税義務者共2住所漢字桁数,納税義務者共2氏名漢字

(異動)

税目コード,事務所コード,鉱区 県コード,登録区分,登録番号_4桁,CD,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,ファイル番号,課税区分,共同鉱業権者数,非課税共同権者数,設定登録年月日,異動事由コード_2桁,異動年月日,総鉱区面積,本県分課税対象面積,本県分非課税対象面積,他県分面積県コード*1,他県分面積1,他県分面積県コード*2,他県分面積2,他県分面積県コード*3,他県分面積3,税率区分,税率コード,異動マスター用税額,鉱種コード*1,鉱種コード*2,鉱種コード*3,鉱種コード*4,鉱種コード*5,鉱種コード*6,鉱種コード*7,鉱種コード*8,鉱種コード*9,鉱種コード*10,鉱区所在地県コード,鉱区所在地市町村コード,鉱区所在地大字コード,鉱区所在地小字コード,鉱区所在地住所漢字,鉱区所在地住所漢字桁数,納税義務者代表事由コード,納税義務者代表事由年月日,納税義務者代表県コード,納税義務者代表市町村コード,納税義務者代表大字コード,納税義務者代表小字コード,納税義務者代表郵便番号,納税義務者代表住所カナ,納税義務者代表住所カナ桁数,納税義務者代表住所漢字,納税義務者代表住所漢字桁数,納税義務者代表氏名カナ,納税義務者代表氏名漢字,納税義務者代表電話番号区分1,納税義務者代表電話番号1,納税義務者代表電話番号区分2,納税義務者代表電話番号2,納税義務者代表電話番号区分3,納税義務者代表電話番号3,納税義務者共1県コード,納税義務者共1市町村コード,納税義務者共1大字コード,納税義務者共1小字コード,納税義務者共1住所漢字,納税義務者共1住所漢字桁数,納税義務者共1氏名漢字,納税義務者共2県コード,納税義務者共2市町村コード,納税義務者共2大字コード,納税義務者共2小字コード,納税義務者共2住所漢字,納税義務者共2住所漢字桁数,納税義務者共2氏名漢字

《狩猟税》(記録項目51項目)

(収納修正)

税目コード,事務所コード,賦課番号_賦課年度,整理番号_3桁,CD,賦課年度,期,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,入力区分,更正理由コード,調定年度,調定年月日,調定額,法定納期限,更正後_調定年月日,更正後_税額,差引額

(税目宛名)

税目コード,事務所コード,賦課番号_賦課年度,整理番号_3桁,CD,賦課年度,期,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,名寄番号_本番,名寄番号_枝番,完納フラグ

(証紙調定)

税目コード,事務所コード,賦課番号,賦課年度,期,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,調定年月日,今回件数,今回税額,最終件数,最終税額

《軽油引取税》(記録項目748項目)

(税目宛名)

税目コード,事務所コード,賦課番号_9桁,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,名寄番号_本番,名寄番号_枝番,完納フラグ,組織コード,表示位置,異動事由コード,異動年月日,開業年月日,登録年月日,休業期間_始期,休業期間_終期,登録証票番号,登録証票_交付コード,登録証票_申請年月日,発送先区分,発送先_電話番号,発送先_郵便番号,親番,発送先_郵便番号_枝番,発送先_住所コード_県,発送先_住所コード_市町村,発送先_住所コード_大字,発送先_住所コード_小字,発送先_漢字発送OR経営場所,発送先_住所桁数_大字まで,発送先_住所桁数_市町村まで,法人代表者氏名,納税貯蓄組合コード,加入年月日,脱退年月日,業種コード,本_支店コード,元売系列コード,営業所数,従業員数,販売店コード,事業者コード,不申告加算金不適用フラグ,旧事務所コード,完納調定年月,処理年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(課税)

税目コード,事務所コード,賦課番号,9桁,営業年月,納入納付区分,申告区分_本,申告区分_枝,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,レコード区分,申告年月日,申告期限,更正年月日,指定納期限,更正請求年月日,本税,課税標準,本税,税額,加算金_過少不申加算金コード1,加算金_過少不申加算金額1,加算金_過少不申加算金コード2,加算金_過少不申加算金額2,加算金_重加算加算金コード1,加算金_重加算加算金額1,加算金_重加算加算金コード2,加算金_重加算加算金額2,年度_本税,年度_加算金,不申告加算金自動決定,期限内後申告,異動サイン,カウント用件数,還付理由,作成対象のソートキー,CD,収納一括更新フラグ,引渡数量,法第144の2,法第144の5の1,法第144の5の2,免税証,合衆国軍隊,控除数量計,差引計,欠減率,欠減量,販売した軽油,販売数量,販売した軽油,控除1,販売した軽油,控除2,販売した軽油,課税標準,販売した燃料炭化水素油,販売数量,販売した燃料炭化水素油,控除1,販売した燃料炭化水素油,控除2,販売した燃料炭化水素油,控除3,販売した燃料炭化水素油,控除4,販売した燃料炭化水素油,課税標準,消費した炭化水素油,販売数量,消費した炭化水素油,控除1,消費した炭化水素油,控除2,消費した炭化水素油,控除3,消費した炭化水素油,課税標準,所有に係る軽油,販売数量,所有に係る軽油,控除1,所有に係る軽油,控除2,所有に係る軽油,控除3,所有に係る軽油,課税標準,消費した軽油,販売数量,消費した軽油,控除1,消費した軽油,控除2,消費した軽油,控除3,消費した軽油,課税標準,譲渡した軽油,数量,消費した軽油,数量,譲渡又は消費した軽油,数量,譲渡又は消費した軽油,控除1,譲渡又は消費した軽油,控除2,譲渡又は消費した軽油,課税標準,特徴者以外輸入,数量,課税標準,税率,税額,納入予定年月日,処理年月日

(課税履歴)

税目コード,事務所コード,賦課番号,9桁,営業年月,納入納付区分,申告区分_本,申告区分_枝,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,レコード区分,申告年月日,申告期限,更正年月日,指定納期限,更正請求年月日,本税,課税標準,本税,税額,加算金_過少不申加算金コード1,加算金_過少不申加算金額1,加算金_過少不申加算金コード2,加算金_過少不申加算金額2,加算金_重加算加算金コード1,加算金_重加算加算金額1,加算金_重加算加算金コード2,加算金_重加算加算金額2,年度_本税,年度_加算金,不申告加算金自動決定,期限内後申告,異動サイン,カウント用件数,還付理由,作成対象のソートキー,CD,収納一括更新フラグ,調定増減額_本税,課税標準,調定増減額_本税,税額,調定増減額_加算金_過少不申加算金コード1,調定増減額_加算金_過少不申加算金額1,調定増減額_加算金_過少不申加算金コード2,調定増減額_加算金_過少不申加算金額2,調定増減額_加算金_重加算加算金コード1,調定増減額_加算金_重加算加算金額1,調定増減額_加算金_重加算加算金コード2,調定増減額_加算金_重加算加算金額2,調定増減額_引渡数量,調定増減額_法第144の2,調定増減額_法第144の5の1,調定増減額_法第144の5の2,調定増減額_免税証,調定増減額_合衆国軍隊,調定増減額_控除数量計,調定増減額_差引計,欠減率,調定増減額_欠減量,調定増減額_販売した軽油,販売数量,調定増減額_販売した軽油,控除1,調定増減額_販売した軽油,控除2,調定増減額_販売した軽油,課税標準,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,販売数量,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,控除1,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,控除2,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,控除3,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,控除4,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,課税標準,調定増減額_消費した炭化水素油,消費した炭化水素油,課税標準,調定増減額_所有に係る軽油,販売数量,調定増減額_所有に係る軽油,控除1,調定増減額_所有に係る軽油,控除2,調定増減額_所有に係る軽油,控除3,調定増減額_所有に係る軽油,課税標準,調定増減額_消費した軽油,販売数量,調定増減額_消費した軽油,控除1,調定増減額_消費した軽油,控除2,調定増減額_消費した軽油,控除3,調定増減額_消費した軽油,課税標準,調定増減額_譲渡した軽油,数量,調定増減額_消費した軽油,数量,調定増減額_譲渡又は消費した軽油,数量,調定増減額_譲渡又は消費した軽油,控除1,調定増減額_譲渡又は消費した軽油,控除2,調定増減額_譲渡又は消費した軽油,課税標準,調定増減額_特徴者以外輸入,数量,税率,納入予定年月日,処理年月日

(徴収猶予)

税目コード,事務所コード,賦課番号,9桁,営業年月,納入納付区分,申告区分_本,申告区分_枝,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,申告年月日,申請年月日,課税標準量,申告税額,徴収猶予申請数量,徴収猶予税額,第1回処分番号,第1回徴収猶予期間_始期,第1回徴収猶予期間_終期,第1回猶予税額,第2回処分番号,第2回徴収猶予期間_始期,第2回徴収猶予期間_終期,第2回猶予税額,処分年月日,納入方法,担保免除審査項目A,担保免除審査項目B,担保免除審査項目C,担保免除審査項目D,申告税額等納期限,徴収猶予事由コード,処理年月日

(調定エントリー)

税目コード,事務所コード,賦課番号,9桁,営業年月,納入納付区分,申告区分_本,申告区分_枝,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,レコード区分,申告年月日,申告期限,更正年月日,指定納期限,更正請求年月日,本税,課税標準,本税,税額,加算金_過少不申加算金コード1,加算金_過少不申加算金額1,加算金_過少不申加算金コード2,加算金_過少不申加算金額2,加算金_重加算加算金コード1,加算金_重加算加算金額1,加算金_重加算加算金コード2,加算金_重加算加算金額2,年度_本税,年度_加算金,不申告加算金自動決定,期限内後申告,異動サイン,カウント用件数,還付理由,作成対象のソートキー,CD,収納一括更新フラグ,調定増減額_本税,課税標準,調定増減額_本税,税額,調定増減額_加算金_過少不申加算金コード1,調定増減額_加算金_過少不申加算金額1,調定増減額_加算金_過少不申加算金コード2,調定増減額_加算金_過少不申加算金額2,調定増減額_加算金_重加算加算金コード1,調定増減額_加算金_重加算加算金額1,調定増減額_加算金_重加算加算金コード2,調定増減額_加算金_重加算加算金額2,調定増減額_引渡数量,調定増減額_法第144の2,調定増減額_法第144の5の1,調定増減額_法第144の5の2,調定増減額_免税証,調定増減額_合衆国軍隊,調定増減額_控除数量計,調定増減額_差引計,欠減率,調定増減額_欠減量,調定増減額_販売した軽油,販売数量,調定増減額_販売した軽油,控除1,調定増減額_販売した軽油,控除2,調定増減額_販売した軽油,課税標準,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,販売数量,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,控除1,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,控除2,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,控除3,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,控除4,調定増減額_販売した燃料炭化水素油,課税標準,調定増減額_消費した炭化水素油,販売数量,調定増減額_消費した炭化水素油,控除1,調定増減額_消費した炭化水素油,控除2,調定増減額_消費した炭化水素油,課税標準,調定増減額_所有に係る軽油,販売数量,調定増減額_所有に係る軽油,控除1,調定増減額_所有に係る軽油,控除2,調定増減額_所有に係る軽油,控除3,調定増減額_所有に係る軽油,課税標準,調定増減額_消費した軽油,販売数量,調定増減額_消費した軽油,控除1,調定増減額_消費した軽油,控除2,調定増減額_消費した軽油,控除3,調定増減額_消費した軽油,課税標準,調定増減額_譲渡した軽油,数量,調定増減額_消費した軽油,数量,調定増減額_譲渡又は消費した軽油,数量,調定増減額_譲渡又は消費した軽油,控除1,調定増減額_譲渡又は消費した軽油,控除2,調定増減額_譲渡又は消費した軽油,課税標準,調定増減額_特徴者以外輸入,数量,税率,納入予定年月日,処理年月日

(免軽使用者)

事務所コード,使用者番号,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,免税証業種コード,販売店コード,有効期間_始期年月日,有効期間_終期年月日,電話番号,12桁,応答係電話番号,応答係氏名,申請書_発行有無,申請書_発行回数,申請書_最終発行日,使用者証_発行有無,使用者証_発行回数,使用者証_最終発行日,共同申告者数,カナ氏名,12桁,漢字氏名,26桁,郵便番号,住所コード_県,住所コード_市町村,住所コード_大字,住所コード_小字,漢字住所,26桁,機械台数,備考,60桁,L1免税使用枚数,L2免税使用枚数,L3免税使用枚数,L4免税使用枚数,L5免税使用枚数,L6免税使用枚数,L7免税使用枚数,L8免税使用枚数,L9免税使用枚数,L10免税使用枚数,L11免税使用枚数,L12免税使用枚数,L13免税使用枚数,L14免税使用枚数,合計数量,発行年月日,免税証発行_有効期間_始期年月日,免税証発行_有効期間_終期年月日,処理年月日,マイナンバー

(機械設備)

事務所コード,使用者番号,機械SEQ,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,所在地コード,県,所在地コード,市町村,所在地コード,大字,所在地コード,小字,所在地_18桁,機械名称,所有者氏名,形式,馬力,用途_10桁,燃烧コード,台数,記載年月日,廃止年月日,処理年月日

(免軽販売店)

事務所コード,販売店コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,電話番号_12桁,住所コード,県,住所コード,市町村,住所コード,大字,住所コード,小字,元売系列コード,漢字販売店名称,漢字販売店住所,処理年月日

(免税証発行)

事務所コード,使用者番号,免税証有効期間_始期年月日,免税証有効期間_終期年月日,数量コード,作成日時_日,作成日時_時,作成日時_分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,免税証業種コード,免税証年度,発行件数,発行番号_始,発行番号_終,作成年月_年,作成年月_月,発行当日連番,発行番号オーバーフラグ,処理年月日

(免軽採番)

採番識別,事務所コード,免税証会計年度,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,発行番号,処理年月日

(免税証回収エントリー)

事務所コード,回収年月,回収区分,免税証番号,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,束NO,OCRID,枚数,処理年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

≪不動産取得税≫(記録項目964項目)

(税目宛名)

税目コード、事務所コード、賦課年度、整理番号、5桁、整理番号CD、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、ファイル#、原簿、承継区分、土地家屋区分、木造、非木造区分、評価区分、非課税コード、税率区分、1桁、3.5%フラグ、完納フラグ、項目桁オーバー区分、還付口座更新区分、宛名更新区分、登記年月日、取得年月日、取得原因コード、農地転用許可コード、農地転用許可年月日、新築、建築年月日、筆数、棟数、特記コード1、特記コード2、所在地市町村コード、所在地大字コード、所在地小字コード、所在地名称、所在地コード、展開サイン、所在地住所展開桁数、所在地1、展開桁数、代表用途、地目コード、代表構造コード、取得者持分、分子、取得者持分、分母、名寄番号、本番、名寄番号、枝番、取得者県コード、取得者市町村コード、取得者大字コード、取得者小字コード、取得者郵便番号、取得者住所カナ、小字以降、取得者住所漢字、小字以降、取得者氏名カナ、取得者氏名漢字、個人法人区分、県外区分、取得者住所コード、展開サイン、取得者住所カナ桁数、取得者住所漢字桁数、組織コード、表示位置、圧縮済氏名漢字、共有者数、共有筆頭者持分、分子、共有筆頭者持分、分母、共有者氏名漢字、前所有者氏名漢字、還付口座、金融機関コード、還付口座、預金種別、還付口座、口座番号

(課税)

税目コード、事務所コード、賦課年度、整理番号、5桁、整理番号CD、課税シケンス、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、ファイル#、入力状態区分、決議内容区分、減額決裁年月日、減額申請年月日、収納IF、異動区分、賦課年月、調定年月、賦課年月日、納期限、納通発付日、現年過年区分、課税失格区分、失格区分、減額区分、収納更新区分、計算区分、当月課税区分、評価額合計、入力、床面積合計、既存住宅面積合計、住宅戸数合計、住宅部分の面積合計、課税1、評価額、課税1、特例控除コード1、課税1、特例控除額1、課税1、特例控除コード2、課税1、特例控除額2、課税1、課税標準額、課税1、税額、課税1、税額控除コード1、課税1、税額控除額1、課税1、税額控除コード2、課税1、税額控除額2、課税1、減免前差引税額、課税1、減免額、課税1、減免後差引税額、課税2、評価額、課税2、特例控除コード1、課税2、特例控除額1、課税2、特例控除コード2、課税2、特例控除額2、課税2、課税標準額、課税2、税額、課税2、税額控除コード1、課税2、税額控除額1、課税2、税額控除コード2、課税2、税額控除額2、課税2、減免前差引税額、課税2、減免額、課税2、減免後差引税額、評価額合計、計算、特例控除合計、課税標準額合計、税額合計、減免事由コード、減免額、税額控除額合計、減免前差引税額、減免後差引税額、1平米当たりの評価額、取消減額コード、前回差引税額、増減1、課税免除分税額、増減1、税額控除減コード1、増減1、税額控除減金額1、増減1、一部減区分1、増減1、全減区分1、増減1、税額控除減コード2、増減1、税額控除減金額2、増減1、一部減区分2、増減1、全減区分2、増減1、税額控除減コード3、増減1、税額控除減金額3、増減1、一部減区分3、増減1、全減区分3、増減1、税額控除減コード4、増減1、税額控除減金額4、増減1、一部減区分4、増減1、全減区分4、増減1、税額控除減金額5、増減1、一部減区分5、増減1、全減区分5、増減1、税額控除減コード6、増減1、一部減区分6、増減1、全減区分6、増減1、税額控除減金額6、増減1、一部減区分6、増減1、全減区分6、増減1、税額控除減コード7、増減1、税額控除減金額7、増減1、一部減区分7、増減1、全減区分7、増減2、課税免除分税額、増減2、税額控除減コード1、増減2、税額控除減金額1、増減2、一部減区分1、増減2、全減区分1、増減2、税額控除減コード2、増減2、税額控除減金額2、増減2、一部減区分2、増減2、全減区分2、増減2、税額控除減コード3、増減2、税額控除減金額3、増減2、一部減区分3、増減2、全減区分3、増減2、税額控除減コード4、増減2、税額控除減金額4、増減2、一部減区分4、増減2、全減区分4、増減2、税額控除減コード5、増減2、税額控除減金額5、増減2、一部減区分5、増減2、全減区分5、増減2、税額控除減コード6、増減2、税額控除減金額6、増減2、一部減区分6、増減2、全減区分6、増減2、税額控除減コード7、増減2、税額控除減金額7、増減2、一部減区分7、増減2、全減区分7、減額履歴1、決裁日、減額履歴1、減額事由コード、減額履歴1、減額、減額履歴1、差引表示サイン、減額履歴1、差引税額、減額履歴2、決裁日、減額履歴2、減額事由コード、減額履歴2、減額、減額履歴2、差引表示サイン、減額履歴2、差引税額、減額履歴3、決裁日、減額履歴3、減額事由コード、減額履歴3、減額、減額履歴3、差引表示サイン、減額履歴3、差引税額

(不動産情報)

税目コード、事務所コード、賦課年度、整理番号、5桁、整理番号CD、不動産連番、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、用途、地目コード、構造コード、評価額、床面積、地積、住宅部分の面積、所在地小字以降漢字

(課税決議用)

税目コード、事務所コード、賦課年度、整理番号、5桁、整理番号CD、課税シケンス、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、ファイル#、入力状態区分、決議内容区分、減額決裁年月日、減額申請年月日、収納IF、異動区分、賦課年月、調定年月、賦課年月日、納期限、納通発付日、現年過年区分、課税失格区分、失格区分、減額区分、収納更新区分、計算区分、当月課税区分、評価額合計、入力、床面積合計、既存住宅面積合計、住宅戸数合計、住宅部分の面積合計、課税1、評価額、課税1、特例控除コード1、課税1、特例控除額1、課税1、特例控除コード2、課税1、特例控除額2、課税1、課税標準額、課税1、税額、課税1、税額控除コード1、課税1、税額控除額1、課税1、税額控除コード2、課税1、税額控除額2、課税1、減免前差引税額、課税1、減免額、課税1、減免後差引税額、課税2、評価額、課税2、特例控除コード1、課税2、特例控除額1、課税2、特例控除コード2、課税2、特例控除額2、課税2、課税標準額、課税2、税額、課税2、税額控除コード1、課税2、税額控除額1、課税2、税額控除コード2、課税2、税額控除額2、課税2、減免前差引税額、課税2、減免額、課税2、減免後差引税額、評価額合計、計算、特例控除合計、課税標準額合計、税額合計、減免事由コード、減免額、税額控除額合計、減免前差引税額、減免後差引税額、1平米当たりの評価額、取消減額コード、前回差引税額、増減1、課税免除分税額、増減1、税額控除減コード1、増減1、税額控除減金額1、増減1、一部減区分1、増減1、全減区分1、増減1、税額控除減コード2、増減1、税額控除減金額2、増減1、一部減区分2、増減1、全減区分2、増減1、税額控除減コード3、増減1、税額控除減金額3、増減1、一部減区分3、増減1、全減区分3、増減1、税額控除減コード4、増減1、税額控除減金額4、増減1、一部減区分4、増減1、全減区分4、増減1、税額控除減金額5、増減1、一部減区分5、増減1、全減区分5、増減1、税額控除減コード6、増減1、一部減区分6、増減1、全減区分6、増減1、税額控除減金額6、増減1、一部減区分6、増減1、全減区分6、増減1、税額控除減コード7、増減1、税額控除減金額7、増減1、一部減区分7、増減1、全減区分7、増減2、課税免除分税額、増減2、税額控除減コード1、増減2、税額控除減金額1、増減2、一部減区分1、増減2、全減区分1、増減2、税額控除減コード2、増減2、税額控除減金額2、増減2、一部減区分2、増減2、全減区分2、増減2、税額控除減コード3、増減2、税額控除減金額3、増減2、一部減区分3、増減2、全減区分3、増減2、税額控除減コード4、増減2、税額控除減金額4、増減2、一部減区分4、増減2、全減区分4、増減2、税額控除減コード5、増減2、税額控除減金額5、増減2、一部減区分5、増減2、全減区分5、増減2、税額控除減コード6、増減2、税額控除減金額6、増減2、一部減区分6、増減2、全減区分6、増減2、税額控除減コード7、増減2、税額控除減金額7、増減2、一部減区分7、増減2、全減区分7、減額履歴1、決裁日、減額履歴1、減額事由コード、減額履歴1、減額、減額履歴1、差引表示サイン、減額履歴1、差引税額、減額履歴2、決裁日、減額履歴2、減額事由コード、減額履歴2、減額、減額履歴2、差引表示サイン、減額履歴2、差引税額、減額履歴3、決裁日、減額履歴3、減額事由コード、減額履歴3、減額、減額履歴3、差引表示サイン、減額履歴3、差引税額

(エントリー)

税目コード、事務所コード、年度、エントリー連番、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、パッチ番号、データ区分、2桁、土地家屋区分、C#1、C#2、賦課年度、整理番号、5桁、整理番号CD、異動区分、事由コード、2桁、事由年月日、文字、名寄番号、本番、名寄番号、枝番、電話番号区分1、電話番号1、電話番号区分2、電話番号2、電話番号区分3、電話番号3、T#01、T#01エラー項目番号、30桁、住所コード、県、住所コード、市町村、住所コード、大字、住所コード、小字、住所コード、展開サイン、住所漢字桁数、住所カナ桁数、住所小字以降カナ、郵便番号、T#02、T#02エラー項目番号、30桁、住所小字以降漢字、T#03、T#03エラー項目番号、30桁、取得者氏名カナ、T#04、T#04エラー項目番号、30桁、取得者氏名漢字、T#05、T#05エラー項目番号、30桁、共有者氏名持分漢字、T#06、T#06エラー項目番号、30桁、前所有者氏名漢字、6、承継、所在地市町村コード、6、原始、所在地大字コード、6、原始、所在地小字コード、6、原始、所在地コード、展開サイン、所在地住所展開桁数、所在地1、展開桁数、T#07、T#07エラー項目番号、30桁、登記年月日、7、承継、文字、取得年月日、7、承継、文字、取得原因コード、7、承継、農地転用コード、7、承継、農

地転用許可コード_7_承継,農地転用許可年月日_7_承継_文字,1平方当評価額_7_原始_文字,計算区分_7_原始,現年過年区分_7_原始,評価区分_7_原始,個人法人区分_7_原始,共有者数_7_原始_文字,筆数_棟数_7_原始_文字,建築年月日_7_原始_文字,取得年月日_7_原始_文字,住宅戸数_7_原始_文字,既存住宅面積_7_原始_文字,取得原因コード_7_原始,特記コード1_7_原始,特記コード2_7_原始,非課税コード_7_原始,共有筆頭者持分_分子_7_原始_文字,共有筆頭者持分_分母_7_原始_文字,取得者持分_分子_7_原始_文字,取得者持分_分母_7_原始_文字,T#08,T#08エラー項目番号_30桁,計算区分_8_承継,現年過年区分_8_承継,個人法人区分_8_承継,共有者数_8_承継_文字,筆数_棟数_8_承継_文字,住宅戸数_8_承継_文字,新築年月日_8_承継_文字,床面積合計_8_承継_文字,評価額合計_8_承継_文字,共有筆頭者持分_分子_8_承継_文字,共有筆頭者持分_分母_8_承継_文字,取得者持分_分子_8_承継_文字,取得者持分_分母_8_承継_文字,特記コード1_8_承継,特記コード2_8_承継,非課税コード_8_承継,評価額合計_8_原始_文字,T#09,T#09エラー項目番号_30桁,所在地市町村コード_9_承継,所在地大字コード_9_承継,所在地小字コード_9_承継,T#10,T#10エラー項目番号_30桁,評価額_10_文字,特例控除コード1_10,特例控除額1_10_文字,特例控除コード2_10,特例控除額2_10_文字,課税標準額_10_文字,税額_10_文字,減額コード1_10,減額1_10_文字,減額コード2_10,減額2_10_文字,差引税額_10_文字,T#11,T#11エラー項目番号_30桁,評価額_11_文字,特例控除コード1_11,特例控除額1_11_文字,特例控除コード2_11,特例控除額2_11_文字,課税標準額_11_文字,税額_11_文字,減額コード1_11,減額1_11_文字,減額コード2_11,減額2_11_文字,差引税額_11_文字,税額警告1,税額警告2,確認フラグ,マイナンバー

(エントリー不動産情報)

税目コード,事務所コード,年度,エントリー連番,不動産連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,用途地目コード,構造コード,評価額_文字,床面積地積_文字,住宅部分の面積_文字,所在地小字以降漢字

(月報)

税目コード,事務所コード,会計年度,現年過年区分,税率区分,1桁,原始_承継区分,土地家屋区分,木造_非木造区分,調定年月,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,ファイル#,当月_当初調定件数1,当月_当初調定件数2,当月_当初調定額,当月_住宅減額件数1,当月_住宅減額件数2,当月_住宅減額金額,当月_その他減額件数1,当月_その他減額件数2,当月_その他減額金額,当月_減免_免除件数1,当月_減免_免除件数2,当月_減免_免除金額,当月_差引調定件数1,当月_差引調定件数2,当月_差引調定金額,累計_当初調定件数1,累計_当初調定件数2,累計_当初調定額,累計_住宅減額件数1,累計_住宅減額件数2,累計_住宅減額金額,累計_その他減額件数1,累計_その他減額件数2,累計_その他減額金額,累計_減免_免除件数1,累計_減免_免除件数2,累計_減免_免除金額,累計_差引調定件数1,累計_差引調定件数2,累計_差引調定金額,処理年月日,前年同期,前年会計年度

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(分譲地)

税目コード、事務所コード、賦課年度、整理番号_5桁、整理番号CD、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、分譲数、分筆前評価額、分筆後1平米当たり単価、分譲後、所在地市町村コード、分譲後、所在地大字コード、分譲後、所在地小字コード

(分譲地内訳)

税目コード、事務所コード、賦課年度、整理番号_5桁、整理番号CD、内訳番号、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、所在地地番以降漢字、用途_地目コード、分譲面積、減額対象面積、減額コード、減額額、減額申請年月日

(分譲地減額履歴)

税目コード、事務所コード、賦課年度、整理番号_5桁、整理番号CD、分譲地減額履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、減額申請年月日、減額対象面積、法73-24額、減免額、減額後_税額

(採番)

税目コード、事務所コード、年度、テーブル区分_2桁、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、連番_15桁

(課税異動)

税目コード、事務所コード、賦課年度、整理番号_5桁、整理番号CD、課税シケンス、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、ファイル#、入力状態区分、決議内容区分、減額決裁年月日、減額申請年月日、収納IF、異動区分、賦課年月、調定年月、賦課年月日、納期限、納通発付日、現年過年区分、課税失格区分、失格区分、減額区分、収納更新区分、計算区分、当月課税区分、評価額合計、入力、床面積合計、既存住宅面積合計、住宅戸数合計、住宅部分の面積合計、課税1_評価額、課税1_特例控除コード1、課税1_特例控除額1、課税1_特例控除コード2、課税1_特例控除額2、課税1_課税標準額、課税1_税額、課税1_税額控除コード1、課税1_税額控除額1、課税1_税額控除コード2、課税1_税額控除額2、課税1_減免前差引税額、課税1_減免額、課税1_減免後差引税額、課税1_評価額、課税2_特例控除コード1、課税2_特例控除額1、課税2_特例控除コード2、課税2_特例控除額2、課税2_課税標準額、課税2_税額、課税2_税額控除コード1、課税2_税額控除額1、課税2_税額控除コード2、課税2_税額控除額2、課税2_減免前差引税額、課税2_減免額、課税2_減免後差引税額、評価額合計、計算、特例控除合計、課税標準額合計、税額合計、減免事由コード、減免額、税額控除合計、減免前差引税額、減免後差引税額、1平米当たりの評価額、取消減額コード、前回差引税額、増減1_課税免除分税額、増減1_税額控除減コード1、増減1_税額控除減金額1、増減1_一部減区分1、増減1_全減区分1、増減1_税額控除減コード2、増減1_税額控除減金額2、増減1_一部減区分2、増減1_全減区分2、増減1_税額控除減コード3、増減1_税額控除減金額3、増減1_一部減区分3、増減1_全減区分3、増減1_税額控除減コード4、増減1_税額控除減金額4、増減1_一部減区分4、増減1_全減区分4、増減1_税額控除減金額5、増減1_一部減区分5、増減1_全減区分5、増減1_税額控除減コード5、増減1_税額控除減金額6、増減1_一部減区分6、増減1_全減区分6、増減1_税額控除減コード6、増減1_一部減区分7、増減1_全減区分7、増減2_課税免除分税額、増減2_税額控除減コード1、増減2_税額控除減金額1、増減2_一部減区分1、増減2_全減区分1、増減2_税額控除減コード2、増減2_税額控除減金額2、増減2_一部減区分2、増減2_全減区分2、増減2_税額控除減コード3、増減2_税額控除減金額3、増減2_一部減区分3、増減2_全減区分3、増減2_税額控除減コード4、増減2_税額控除減金額4、増減2_一部減区分4、増減2_全減区分4、増減2_税額控除減コード5、増減2_税額控除減金額5、増減2_一部減区分5、増減2_全減区分5、増減2_税額控除減コード6、増減2_税額控除減金額6、増減2_一部減区分6、増減2_全減区分6、増減2_税額控除減コード7、増減2_税額控除減金額7、増減2_一部減区分7、増減2_全減区分7、減額履歴1_決裁日、減額履歴1_減額事由コード、減額履歴1_減額額、減額履歴1_差引表示サイン、減額履歴1_差引税額、減額履歴2_決裁日、減額履歴2_減額事由コード、減額履歴2_減額額、減額履歴2_差引表示サイン、減額履歴2_差引税額、減額履歴3_決裁日、減額履歴3_減額事由コード、減額履歴3_減額額、減額履歴3_差引表示サイン、減額履歴3_差引税額

(エントリーワーク)

税目コード、ユーザID、メニューID、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、エントリー連番、事務所コード、ハッチ番号、テラ区分_2桁、収納IF、土地家屋区分、C#1、C#2、賦課年度、整理番号_5桁、整理番号CD、異動区分、事由コード_2桁、事由年月日、文字、名寄番号_本番、名寄番号_枝番、電話番号区分1、電話番号区分1、電話番号区分2、電話番号区分3、賦課年月日、文字、納期限、文字、T#01、T#01エラー項目番号_30桁、住所コード_県、住所コード_市町村、住所コード_大字、住所コード_小字、住所コード_展開サイン、住所漢字桁数、住所カナ桁数、住所小字以降カナ、郵便番号、T#02、T#02エラー項目番号_30桁、住所小字以降漢字、T#03、T#03エラー項目番号_30桁、取得者氏名カナ、T#04、T#04エラー項目番号_30桁、取得者氏名漢字、T#05、T#05エラー項目番号_30桁、共有者氏名持分漢字、T#06、T#06エラー項目番号_30桁、前所有者氏名漢字_6、承継、所在地市町村コード_6、原始、所在地大字コード_6、原始、所在地小字コード_6、原始、所在地コード_展開サイン、所在地住所展開桁数、所在地_展開桁数、T#07、T#07エラー項目番号_30桁、登記年月日_7、承継、文字、取得年月日_7、承継、文字、取得原因コード_7、承継、農地転用コード_7、承継、農地転用許可コード_7、承継、農地転用許可年月日_7、承継、文字、1平方当り評価額_7、原始、文字、計算区分_7、原始、現年過年区分_7、原始、評価区分_7、原始、個人法人区分_7、原始、共有者数_7、原始、文字、筆数、棟数_7、原始、文字、建築年月日_7、原始、文字、取得年月日_7、原始、文字、住宅戸数_7、原始、文字、既存住宅面積_7、原始、文字、取得原因コード_7、原始、特記コード1_7、原始、特記コード2_7、原始、非課税コード_7、原始、共有筆頭者持分_分子_7、原始、文字、共有筆頭者持分_分母_7、原始、文字、取得者持分_分子_7、原始、文字、取得者持分_分母_7、原始、文字、T#08、T#08エラー項目番号_30桁、計算区分_8、承継、現年過年区分_8、承継、個人法人区分_8、承継、共有者数_8、承継、文字、筆数、棟数_8、承継、文字、住宅戸数_8、承継、文字、新築年月日_8、承継、文字、床面積合計_8、承継、文字、評価額合計_8、承継、文字、共有筆頭者持分_分子_8、承継、文字、共有筆頭者持分_分母_8、承継、文字、取得者持分_分子_8、承継、文字、取得者持分_分母_8、承継、文字、特記コード1_8、承継、特記コード2_8、承継、非課税コード_8、承継、評価額合計_8、原始、文字、T#09、T#09エラー項目番号_30桁、所在地市町村コード_9、承継、所在地大字コード_9、承継、所在地小字コード_9、承継、T#10、T#10エラー項目番号_30桁、評価額_10、文字、特例控除コード1_10、特例控除額1_10、文字、特例控除コード2_10、特例控除額2_10、文字、課税標準額_10、文字、税額_10、文字、減額コード1_10、減額1_10、文字、減額コード2_10、減額2_10、文字、差引税額_10、文字、T#11、T#11エラー項目番号_30桁、評価額_11、文字、特例控除コード1_11、特例控除額1_11、文字、特例控除コード2_11、特例控除額2_11、文字、課税標準額_11、文字、税額_11、文字、減額コード1_11、減額1_11、文字、減額コード2_11、減額2_11、文字、差引税額_11、文字、税額警告1、税額警告2、減免事由コード、減免額_文字、取消減額コード、減免額1_文字、減免額2_文字、確認フラグ、マイナンバー

(エントリー不動産情報ワーク)

税目コード、ユーザID、メニューID、不動産連番、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、事務所コード、年度、エントリー連番、用途_地目コード、構造コード、評価額_文字、床面積地積_文字、住宅部分の面積_文字、所在地小字以降漢字

《自動車取得税・自動車税》(記録項目1,622項目)

(税目宛名_自動車取得税)

税目コード、事務所コード、支局コード、登録番号_10桁、年度、期、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、名寄番号_本番、名寄番号_枝番、完納フラグ

(税目宛名_自動車税_基本)

税目コード,事務所コード,支局コード,登録番号,10桁,年度,期,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,全体完納フラグ,異動1_事由コード,異動1_事由年月日,異動2_事由コード,異動2_事由年月日,異動3_事由コード,異動3_事由年月日,異動4_事由コード,異動4_事由年月日,異動5_事由コード,異動5_事由年月日,登録年月日,自動車税,車台番号,7桁,車検有効期限,初度登録年月,定員区分コード,定員1,定員2,排気量種別コード,排気量,燃料コード,2桁,型式コード,型式名,型式指定番号,類別区分番号,予備,名変区分,納税証明書停止サイン,プレート区分,完納情報1_年度,完納情報1_期,完納情報1_完納フラグ,完納情報2_年度,完納情報2_期,完納情報2_完納フラグ,完納情報3_年度,完納情報3_期,完納情報3_完納フラグ,完納情報4_年度,完納情報4_期,完納情報4_完納フラグ,完納情報5_年度,完納情報5_期,完納情報5_完納フラグ,完納情報6_年度,完納情報6_期,完納情報6_完納フラグ,完納情報7_年度,完納情報7_期,完納情報7_完納フラグ,完納情報8_年度,完納情報8_期,完納情報8_完納フラグ,完納情報9_年度,完納情報9_期,完納情報9_完納フラグ,完納情報10_年度,完納情報10_期,完納情報10_完納フラグ,車歴有無,名変フラグ,車名

(税目宛名,自動車税,名変)

税目コード,事務所コード,支局コード,登録番号,10桁,年度,期,名寄番号,本番,名寄番号,枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,課税区分,大口コード,氏名漢字,住所コード,県,住所コード,市町村,住所コード,大字,住所コード,小字,住所漢字,郵便番号,本番,郵便番号,枝番,金融機関,銀行コード,金融機関,支店コード,預金種別コード,口座番号,口座振替停止フラグ,発送先有無フラグ,課税始期,課税終期,発生日,発付日,表示用氏名漢字

(自動車税,車歴)

支局コード,登録番号,車種,登録番号,カ,登録番号,番号,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,異動年月,年,異動年月,月,ファイル#,ポケット数,番変1_支局コード,番変1_登録番号,車種,番変1_登録番号,カ,番変1_登録番号,番号,番変1_異動年月,年,番変1_異動年月,月,番変2_支局コード,番変2_登録番号,車種,番変2_登録番号,カ,番変2_登録番号,番号,番変2_異動年月,年,番変2_異動年月,月,番変3_支局コード,番変3_登録番号,車種,番変3_登録番号,カ,番変3_登録番号,番号,番変3_異動年月,年,番変3_異動年月,月,番変4_支局コード,番変4_登録番号,車種,番変4_登録番号,カ,番変4_登録番号,番号,番変4_異動年月,年,番変4_異動年月,月,番変5_支局コード,番変5_登録番号,車種,番変5_登録番号,カ,番変5_登録番号,番号,番変5_異動年月,年,番変5_異動年月,月,番変6_支局コード,番変6_登録番号,車種,番変6_登録番号,カ,番変6_登録番号,番号,番変6_異動年月,年,番変6_異動年月,月,番変7_支局コード,番変7_登録番号,車種,番変7_登録番号,カ,番変7_登録番号,番号,番変7_異動年月,年,番変7_異動年月,月,最新_支局コード,最新_登録番号,車種,最新_登録番号,カ,最新_登録番号,番号,最新_異動年月,年,最新_異動年月,月

(自動車税,異動DB)

支局コード,登録番号,車種,登録番号,カ,登録番号,番号,区分コード,名寄番号,10桁,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,プレート区分,異動事由コード,1桁,異動年月日,車台番号,税率コード,税額,課税区分,所有者情報,郵便番号,本番,所有者情報,郵便番号,枝番,所有者情報,住所コード,県,所有者情報,住所コード,市町村,所有者情報,住所コード,大字,所有者情報,住所コード,小字,所有者情報,住所カ桁数,所有者情報,住所漢字桁数,所有者情報,住所カ,所有者情報,車名テ-タフラグ,所有者情報,車名,所有者情報,住所漢字,所有者情報,氏名漢字,所有者情報,組織コード,所有者情報,表示位置,使用者情報,郵便番号,本番,使用者情報,郵便番号,枝番,使用者情報,住所コード,県,使用者情報,住所コード,市町村,使用者情報,住所コード,大字,使用者情報,住所コード,小字,使用者情報,住所カ桁数,使用者情報,住所漢字桁数,使用者情報,住所カ,転入前登録番号,番号標,転入前登録番号,車種,転入前登録番号,カ,転入前登録番号,番号,転出後登録番号,番号標,転出後登録番号,車種,転出後登録番号,カ,転出後登録番号,番号,業務種別コード,今年度転入フラグ,使用者情報,住所漢字,使用者情報,氏名漢字,使用者情報,組織コード,使用者情報,表示位置,大口コード,口座振替停止フラグ,非課税免除コード,非課税年月日,身障免除本人・家族運転区分フラグ,分配処理日,初度登録年月,車検有効期限,定員区分コード,定員1,定員2,排気量種別コード,排気量,燃料コード,2桁,塗色コード,排ガス適合コード,型式コード,型式名,当該年課税フラグ,当該年番変フラグ,積載量1,積載量2,メーカーコード,類別区分番号,申告書,用途コード,異動DB2件目ありフラグ,車検切れ課税保留対象外フラグ,職権抹消可否フラグ,キャンピング車フラグ,低燃費車フラグ,ハイブリッド車フラグ,グリーン化税制軽課対象区分,燃費基準,燃費基準(10・15モード),燃費基準(JC08モード),発送先有無フラグ,バリアフリー車両・ASV区分,自動車異動_予備,燃費基準(WLTCモード)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(自動車税_オンエラー01)

システム区分,事務所コード,データ区分,2桁,連番_本番,連番_枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,修正_ID,修正_支局コード,修正_登録番号_車種,修正_登録番号_カ,修正_登録番号_番号,修正_トラレー番号,修正_異動事由コード_1桁,修正_異動年月日_和暦_元号,修正_異動年月日_和暦_年,修正_異動年月日_和暦_月,修正_異動年月日_和暦_日,修正_税率コード,修正_車検有効期限_和暦_元号,修正_車検有効期限_和暦_年,修正_車検有効期限_和暦_月,修正_車検有効期限_和暦_日,修正_車台番号,修正_旧支局コード,修正_旧_登録番号_車種,修正_旧_登録番号_カ,修正_旧_登録番号_番号,修正_初度登録_和暦_元号,修正_初度登録_和暦_年,修正_初度登録_和暦_月,修正_定員区分コード,修正_定員1,修正_定員2,修正_排気量種別コード,修正_排気量,修正_排ガス適合コード,修正_燃料コード_2桁,修正_塗色コード,修正_予備4,分配_業務種別コード,分配_最新_支局コード,分配_最新_登録番号_10桁,分配_分配処理日,分配_分配処理時刻,分配_分配処理日_和暦_元号,分配_分配処理日_和暦_年,分配_分配処理日_和暦_月,分配_分配処理日_和暦_日,マイナンバー,分配OSSフラグ,申告書OCRフラグ,判定年月日,更新フラグ,エラー情報_項番1,エラー情報_項番2,エラー情報_項番3,エラー情報_項番4,エラー情報_項番5,エラー情報_項番6,エラー情報_項番7,エラー情報_項番8,エラー情報_項番9,エラー情報_項番10,エラー情報_項番11,エラー情報_項番12,エラー情報_項番13,エラー情報_項番14,エラー情報_項番15,エラー情報_項番16,エラー情報_項番17,エラー情報_項番18,エラー情報_項番19,エラー情報_項番20,エラー情報_項番21,エラー情報_項番22,エラー情報_項番23,エラー情報_項番24,エラー情報_項番25,エラー情報_項番26,エラー情報_項番27,エラー情報_項番28,エラー情報_項番29,エラー情報_項番30,エラー情報_項番31,エラー情報_項番32,エラー情報_項番33,エラー情報_項番34,エラー情報_項番35,エラー情報_項番36,エラー情報_項番37,エラー情報_項番38,エラー情報_項番39,エラー情報_項番40,エラー情報_項番41,エラー情報_項番42,エラー情報_項番43,エラー情報_項番44,エラー情報_項番45,エラー情報_項番46,エラー情報_項番47,エラー情報_項番48,エラー情報_項番49,エラー情報_項番50

(自動車税_オンエラー02)

システム区分,事務所コード,データ区分,2桁,連番_本番,連番_枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,修正_ID,修正_トラレー番号,修正_車名,修正_型式コード,修正_型式名,修正_課税区分,修正_大口コード,修正_非課税免除コード,修正_非課税年月日_和暦_元号,修正_非課税年月日_和暦_年,修正_非課税年月日_和暦_月,修正_非課税年月日_和暦_日,修正_身障免除本人・家族運転区分フラグ,修正_口座振替停止フラグ,修正_車検切れ課税保留対象外フラグ,修正_職権抹消可否フラグ,修正_キャンピング車フラグ,修正_低燃費車フラグ,修正_ハイブリッド車フラグ,修正_グリーン化税制軽減対象区分,修正_積載量1,修正_積載量2,燃費基準,燃費基準(10・15モード),燃費基準(JC08モード),パリアフリー車両・ASV区分,転出後登録番号_番号標,転出後登録番号_車種,転出後登録番号_カ,転出後登録番号_番号,業務種別コード,今年度転入フラグ,分配一連番号,型式指定番号,類別区分番号,メーカーコード,申告書_エラー区分,申告書_用途コード,燃費基準(WLTCモード),エラー情報_項番1,エラー情報_項番2,エラー情報_項番3,エラー情報_項番4,エラー情報_項番5,エラー情報_項番6,エラー情報_項番7,エラー情報_項番8,エラー情報_項番9,エラー情報_項番10,エラー情報_項番11,エラー情報_項番12,エラー情報_項番13,エラー情報_項番14,エラー情報_項番15,エラー情報_項番16,エラー情報_項番17,エラー情報_項番18,エラー情報_項番19,エラー情報_項番20,エラー情報_項番21,エラー情報_項番22,エラー情報_項番23,エラー情報_項番24,エラー情報_項番25,エラー情報_項番26,エラー情報_項番27,エラー情報_項番28,エラー情報_項番29,エラー情報_項番30,エラー情報_項番31,エラー情報_項番32,エラー情報_項番33,エラー情報_項番34,エラー情報_項番35,エラー情報_項番36,エラー情報_項番37,エラー情報_項番38,エラー情報_項番39,エラー情報_項番40,エラー情報_項番41,エラー情報_項番42,エラー情報_項番43,エラー情報_項番44,エラー情報_項番45,エラー情報_項番46,エラー情報_項番47,エラー情報_項番48,エラー情報_項番49,エラー情報_項番50

(自動車税_オンエラー03)

システム区分,事務所コード,データ区分,2桁,連番_本番,連番_枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,修正_ID,修正_トラレー番号,修正_納税義務者_郵便番号_本番,修正_納税義務者_郵便番号_枝番,修正_納税義務者_住所コード_県,修正_納税義務者_住所コード_市町村,修正_納税義務者_住所コード_大字,修正_納税義務者_住所コード_小字,修正_納税義務者_住所カ,修正_納税義務者_住所カ桁数,車体検査日,予備_010,エラー情報_項番1,エラー情報_項番2,エラー情報_項番3,エラー情報_項番4,エラー情報_項番5,エラー情報_項番6,エラー情報_項番7,エラー情報_項番8,エラー情報_項番9,エラー情報_項番10,エラー情報_項番11,エラー情報_項番12,エラー情報_項番13,エラー情報_項番14,エラー情報_項番15,エラー情報_項番16,エラー情報_項番17,エラー情報_項番18,エラー情報_項番19,エラー情報_項番20,エラー情報_項番21,エラー情報_項番22,エラー情報_項番23,エラー情報_項番24,エラー情報_項番25,エラー情報_項番26,エラー情報_項番27,エラー情報_項番28,エラー情報_項番29,エラー情報_項番30,エラー情報_項番31,エラー情報_項番32,エラー情報_項番33,エラー情報_項番34,エラー情報_項番35,エラー情報_項番36,エラー情報_項番37,エラー情報_項番38,エラー情報_項番39,エラー情報_項番40,エラー情報_項番41,エラー情報_項番42,エラー情報_項番43,エラー情報_項番44,エラー情報_項番45,エラー情報_項番46,エラー情報_項番47,エラー情報_項番48,エラー情報_項番49,エラー情報_項番50

(自動車税_オンエラー04)

システム区分,事務所コード,データ区分,2桁,連番_本番,連番_枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,修正_ID,修正_トラレー番号,修正_納税義務者_氏名カ,修正_納税義務者_生年月日,修正_納税義務者_電話番号,修正_予備43,エラー情報_項番1,エラー情報_項番2,エラー情報_項番3,エラー情報_項番4,エラー情報_項番5,エラー情報_項番6,エラー情報_項番7,エラー情報_項番8,エラー情報_項番9,エラー情報_項番10,エラー情報_項番11,エラー情報_項番12,エラー情報_項番13,エラー情報_項番14,エラー情報_項番15,エラー情報_項番16,エラー情報_項番17,エラー情報_項番18,エラー情報_項番19,エラー情報_項番20,エラー情報_項番21,エラー情報_項番22,エラー情報_項番23,エラー情報_項番24,エラー情報_項番25,エラー情報_項番26,エラー情報_項番27,エラー情報_項番28,エラー情報_項番29,エラー情報_項番30,エラー情報_項番31,エラー情報_項番32,エラー情報_項番33,エラー情報_項番34,エラー情報_項番35,エラー情報_項番36,エラー情報_項番37,エラー情報_項番38,エラー情報_項番39,エラー情報_項番40,エラー情報_項番41,エラー情報_項番42,エラー情報_項番43,エラー情報_項番44,エラー情報_項番45,エラー情報_項番46,エラー情報_項番47,エラー情報_項番48,エラー情報_項番49,エラー情報_項番50

(自動車税_オンエラー05)

システム区分,事務所コード,データ区分,2桁,連番_本番,連番_枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,修正_ID,修正_トラレー番号,修正_納税義務者_住所漢字,修正_納税義務者_住所漢字桁数,修正_予備16,エラー情報_項番1,エラー情報_項番2,エラー情報_項番3,エラー情報_項番4,エラー情報_項番5,エラー情報_項番6,エラー情報_項番7,エラー情報_項番8,エラー情報_項番9,エラー情報_項番10,エラー情報_項番11,エラー情報_項番12,エラー情報_項番13,エラー情報_項番14,エラー情報_項番15,エラー情報_項番16,エラー情報_項番17,エラー情報_項番18,エラー情報_項番19,エラー情報_項番20,エラー情報_項番21,エラー情報_項番22,エラー情報_項番23,エラー情報_項番24,エラー情報_項番25,エラー情報_項番26,エラー情報_項番27,エラー情報_項番28,エラー情報_項番29,エラー情報_項番30,エラー情報_項番31,エラー情報_項番32,エラー情報_項番33,エラー情報_項番34,エラー情報_項番35,エラー情報_項番36,エラー情報_項番37,エラー情報_項番38,エラー情報_項番39,エラー情報_項番40,エラー情報_項番41,エラー情報_項番42,エラー情報_項番43,エラー情報_項番44,エラー情報_項番45,エラー情報_項番46,エラー情報_項番47,エラー情報_項番48,エラー情報_項番49,エラー情報_項番50

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(自動車税_オンエラー-11)
システム区分,事務所コード,タータ区分,2桁,連番,本番,連番,枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,修正_ID,修正_トレ番号,修正_使用者,郵便番号,本番,修正_使用者,郵便番号,枝番,修正_使用者,住所コード,県,修正_使用者,住所コード,市町村,修正_使用者,住所コード,大字,修正_使用者,住所コード,小字,修正_使用者,住所コード,桁数,修正_予備18,エラー情報_項番1,エラー情報_項番2,エラー情報_項番3,エラー情報_項番4,エラー情報_項番5,エラー情報_項番6,エラー情報_項番7,エラー情報_項番8,エラー情報_項番9,エラー情報_項番10,エラー情報_項番11,エラー情報_項番12,エラー情報_項番13,エラー情報_項番14,エラー情報_項番15,エラー情報_項番16,エラー情報_項番17,エラー情報_項番18,エラー情報_項番19,エラー情報_項番20,エラー情報_項番21,エラー情報_項番22,エラー情報_項番23,エラー情報_項番24,エラー情報_項番25,エラー情報_項番26,エラー情報_項番27,エラー情報_項番28,エラー情報_項番29,エラー情報_項番30,エラー情報_項番31,エラー情報_項番32,エラー情報_項番33,エラー情報_項番34,エラー情報_項番35,エラー情報_項番36,エラー情報_項番37,エラー情報_項番38,エラー情報_項番39,エラー情報_項番40,エラー情報_項番41,エラー情報_項番42,エラー情報_項番43,エラー情報_項番44,エラー情報_項番45,エラー情報_項番46,エラー情報_項番47,エラー情報_項番48,エラー情報_項番49,エラー情報_項番50

(自動車税_オンエラー-12)
システム区分,事務所コード,タータ区分,2桁,連番,本番,連番,枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,修正_ID,修正_トレ番号,修正_使用者,氏名カナ,修正_予備62,エラー情報_項番1,エラー情報_項番2,エラー情報_項番3,エラー情報_項番4,エラー情報_項番5,エラー情報_項番6,エラー情報_項番7,エラー情報_項番8,エラー情報_項番9,エラー情報_項番10,エラー情報_項番11,エラー情報_項番12,エラー情報_項番13,エラー情報_項番14,エラー情報_項番15,エラー情報_項番16,エラー情報_項番17,エラー情報_項番18,エラー情報_項番19,エラー情報_項番20,エラー情報_項番21,エラー情報_項番22,エラー情報_項番23,エラー情報_項番24,エラー情報_項番25,エラー情報_項番26,エラー情報_項番27,エラー情報_項番28,エラー情報_項番29,エラー情報_項番30,エラー情報_項番31,エラー情報_項番32,エラー情報_項番33,エラー情報_項番34,エラー情報_項番35,エラー情報_項番36,エラー情報_項番37,エラー情報_項番38,エラー情報_項番39,エラー情報_項番40,エラー情報_項番41,エラー情報_項番42,エラー情報_項番43,エラー情報_項番44,エラー情報_項番45,エラー情報_項番46,エラー情報_項番47,エラー情報_項番48,エラー情報_項番49,エラー情報_項番50

(自動車税_オンエラー-13)
システム区分,事務所コード,タータ区分,2桁,連番,本番,連番,枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,修正_ID,修正_トレ番号,修正_使用者,住所漢字,修正_使用者,住所漢字桁数,修正_予備16,エラー情報_項番1,エラー情報_項番2,エラー情報_項番3,エラー情報_項番4,エラー情報_項番5,エラー情報_項番6,エラー情報_項番7,エラー情報_項番8,エラー情報_項番9,エラー情報_項番10,エラー情報_項番11,エラー情報_項番12,エラー情報_項番13,エラー情報_項番14,エラー情報_項番15,エラー情報_項番16,エラー情報_項番17,エラー情報_項番18,エラー情報_項番19,エラー情報_項番20,エラー情報_項番21,エラー情報_項番22,エラー情報_項番23,エラー情報_項番24,エラー情報_項番25,エラー情報_項番26,エラー情報_項番27,エラー情報_項番28,エラー情報_項番29,エラー情報_項番30,エラー情報_項番31,エラー情報_項番32,エラー情報_項番33,エラー情報_項番34,エラー情報_項番35,エラー情報_項番36,エラー情報_項番37,エラー情報_項番38,エラー情報_項番39,エラー情報_項番40,エラー情報_項番41,エラー情報_項番42,エラー情報_項番43,エラー情報_項番44,エラー情報_項番45,エラー情報_項番46,エラー情報_項番47,エラー情報_項番48,エラー情報_項番49,エラー情報_項番50

(自動車税_オンエラー-14)
システム区分,事務所コード,タータ区分,2桁,連番,本番,連番,枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,修正_ID,修正_トレ番号,修正_使用者,氏名漢字,修正_予備30,エラー情報_項番1,エラー情報_項番2,エラー情報_項番3,エラー情報_項番4,エラー情報_項番5,エラー情報_項番6,エラー情報_項番7,エラー情報_項番8,エラー情報_項番9,エラー情報_項番10,エラー情報_項番11,エラー情報_項番12,エラー情報_項番13,エラー情報_項番14,エラー情報_項番15,エラー情報_項番16,エラー情報_項番17,エラー情報_項番18,エラー情報_項番19,エラー情報_項番20,エラー情報_項番21,エラー情報_項番22,エラー情報_項番23,エラー情報_項番24,エラー情報_項番25,エラー情報_項番26,エラー情報_項番27,エラー情報_項番28,エラー情報_項番29,エラー情報_項番30,エラー情報_項番31,エラー情報_項番32,エラー情報_項番33,エラー情報_項番34,エラー情報_項番35,エラー情報_項番36,エラー情報_項番37,エラー情報_項番38,エラー情報_項番39,エラー情報_項番40,エラー情報_項番41,エラー情報_項番42,エラー情報_項番43,エラー情報_項番44,エラー情報_項番45,エラー情報_項番46,エラー情報_項番47,エラー情報_項番48,エラー情報_項番49,エラー情報_項番50

(自動車税_名変)
支局コード,登録番号_10桁,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,異動事由コード_1桁
(大口納税者コード)
大口納税者コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,氏名カナ,氏名漢字,住所カナ,住所漢字,郵便番号_本番,郵便番号_枝番,住所コード_県,住所コード_市町村,住所コード_大字,住所コード_小字,組織コード,表示位置,還付口座_銀行コード,還付口座_支店コード,還付口座_預金種別コード,還付口座_口座番号,還付口座_口座名義人_カナ
(指名債権者コード)
指名債権者コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,氏名カナ,氏名漢字,住所カナ,住所漢字,郵便番号_本番,郵便番号_枝番,住所コード_県,住所コード_市町村,住所コード_大字,住所コード_小字,組織コード,表示位置,還付口座_銀行コード,還付口座_支店コード,還付口座_預金種別コード,還付口座_口座番号,還付口座_口座名義人_カナ
(リース会社コード)
リース会社コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,氏名カナ,氏名漢字,住所カナ,住所漢字,郵便番号_本番,郵便番号_枝番,住所コード_県,住所コード_市町村,住所コード_大字,住所コード_小字,組織コード,表示位置

(分配累積)
支局コード,登録番号_車種,登録番号_カナ,登録番号_番号,分配処理日_008,分配処理時刻,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,プレート区分,業務種別コード,登録番号(A)_支局等コード,登録番号(A)_区分コード,登録番号(A)_車種分類番号1,登録番号(A)_車種分類番号2,登録番号(A)_車種分類番号3,登録番号(A)_カナ文字,登録番号(A)_一連番号,登録番号(B)_支局等コード,登録番号(B)_区分コード,登録番号(B)_車種分類番号1,登録番号(B)_車種分類番号2,登録番号(B)_車種分類番号3,登録番号(B)_カナ文字,登録番号(A)_一連番号,車台番号(A),車台番号(B),申請年月日,有効期間満了日,初度登録年月,分配_用途コードA,分配_用途コードB,型式指定番号,類別区分番号,形状コード,定員区分コード,定員1,定員2,排気量種別コード,排気量,積載量1,積載量2,車両重量,車両総重量1,車両総重量2,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料コード_2桁,塗色コード,排ガス適合コード,型式コード,型式名,原動機識別コード,原動機型式,所有者コード,所有者コード(使用者欄),使用の本拠_都道府県コード,使用の本拠_市郡区コード,使用の本拠_町大字コード,使用の本拠_小字コード,使用の本拠_丁目コード,使用の本拠_番地等,所有者住所_都道府県コード,所有者住所_市郡区コード,所有者住所_町大字コード,所有者住所_小字コード,所有者住所_丁目コード,所有者住所_番地等,使用者住所_都道府県コード,使用者住所_市郡区コード,使用者住所_町大字コード,使用者住所_小字コード,使用者住所_丁目コード,使用者住所_番地等,メーカーコード,車名_25桁,更新ビット(A),更新ビット(B),更新ビット(C),更新ビット(D),状態ビット(A),状態ビット(B),状態ビット(C),状態ビット(D),状態ビット(E),状態ビット(F),状態ビット(G),使用の本拠_桁数,使用の本拠_漢字,分配_所有者住所_桁数,分配_所有者住所_漢字,分配_所有者氏名又は名称_桁数,分配_所有者氏名又は名称_漢字,分配_使用者住所_桁数,分配_使用者住所_漢字,分配_使用者氏名又は名称_桁数,分配_使用者氏名又は名称_漢字,車名コード,グリーン化税制軽減対象区分,改造車の前類別区分番号,使用の本拠_総務省_県,使用の本拠_総務省_市町村,使用の本拠_総務省_大字,使用の本拠_総務省_小字,所有者住所_総務省_県,所有者住所_総務省_市町村,所有者住所_総務省_大字,所有者住所_総務省_小字,使用者住所_総務省_県,使用者住所_総務省_市町村,使用者住所_総務省_大字,使用者住所_総務省_小字,燃費基準(10・15モード),燃費基準(JC08モード),ハリアフ

リ-車両・ASV区分,改造車低排出ガス情報,改造車等燃費算定番号,改造車等燃費区分番号,車両安定性制御装置搭載車区分,WLTCモード燃費値,原動機型式(2),燃費基準(WLTCモード),車線逸脱警報装置搭載車区分,登録識別情報区分,排出ガス規制年・低排出ガス認定区分,用途IDコード,令和12年度燃費基準達成車情報,その他検査事項等コード,騒音規制区分,側方衝突警報装置搭載車区分

(分配)

支局コード,登録番号,車種,登録番号,カ,登録番号,番号,連番,2桁,処理区分,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,業務種別コード,分配処理日,分配処理時刻,初期登録業務日時,登録番号(A),支局等コード,登録番号(A),区分コード,登録番号(A),車種分類番号1,登録番号(A),車種分類番号2,登録番号(A),車種分類番号3,登録番号(A),カ文字,登録番号(A),一連番号,登録番号(B),支局等コード,登録番号(B),区分コード,登録番号(B),車種分類番号1,登録番号(B),車種分類番号2,登録番号(B),車種分類番号3,登録番号(B),カ文字,登録番号(B),一連番号,車台番号(A),車台番号(B),申請年月日,有効期間満了日,初度登録年月,分配,用途コードA,分配,用途コードB,型式指定番号,類別区分番号,形状コード,定員区分コード,定員1,定員2,排気量種別コード,排気量,積載量1,積載量2,車両重量,車両総重量1,車両総重量2,車両長さ,車両幅,車両高さ,燃料コード,2桁,塗色コード,排ガス適合コード,型式コード,型式名,原動機識別コード,原動機型式,所有者コード,所有者コード(使用者欄),使用の本拠,都道府県コード,使用の本拠,市郡区コード,使用の本拠,町大字コード,使用の本拠,小字コード,使用の本拠,丁目コード,使用の本拠,番地等,所有者住所,都道府県コード,所有者住所,市郡区コード,所有者住所,町大字コード,所有者住所,小字コード,所有者住所,丁目コード,所有者住所,番地等,使用者住所,都道府県コード,使用者住所,市郡区コード,使用者住所,町大字コード,使用者住所,小字コード,使用者住所,丁目コード,使用者住所,番地等,メーカーコード,車名,25桁,更新ビット(A),更新ビット(B),更新ビット(C),更新ビット(D),状態ビット(A),状態ビット(B),状態ビット(C),状態ビット(D),状態ビット(E),状態ビット(F),状態ビット(G),使用の本拠,桁数,使用の本拠,漢字,分配,所有者住所,桁数,分配,所有者住所,漢字,分配,所有者氏名又は名称,桁数,分配,所有者氏名又は名称,漢字,分配,所有者住所,桁数,分配,所有者住所,漢字,分配,所有者氏名又は名称,桁数,分配,所有者氏名又は名称,漢字,車名コード,グリーン化税制軽減対象区分,改造車の前類別区分番号,使用の本拠,総務省,県,使用の本拠,総務省,市町村,使用の本拠,総務省,大字,使用の本拠,総務省,小字,所有者住所,総務省,県,所有者住所,総務省,市町村,所有者住所,総務省,大字,所有者住所,総務省,小字,使用者住所,総務省,県,使用者住所,総務省,市町村,使用者住所,総務省,大字,使用者住所,総務省,小字,燃費基準(10・15モード),燃費基準(JC08モード),パリアフリー車両・ASV区分,排出ガス規制年・低排出ガス認定区分,用途IDコード,令和12年度燃費基準達成車情報,その他検査事項等コード,騒音規制区分,側方衝突警報装置搭載車区分

(住所照会整理票)

事務所コード,納通・督促区分,名寄番号,10桁,登録番号,9桁,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,氏名カ,氏名漢字,郵便番号,住所コード,住所カ,住所漢字,住所カ桁数,住所漢字桁数,電話番号区分1,電話番号1,電話番号区分2,電話番号2,電話番号区分3,電話番号3,生年月日,死亡フラグ,死亡年月日,確認書類コード,事由コード,2桁,事由年月日,備考,20桁,発送先有無フラグ,修正フラグ,整理番号,7桁,性別コード,マイナンバー,確認フラグ

(減免対象者)

支局コード,登録番号,車種,登録番号,カ,登録番号,番号,連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,納税義務者,所有区分,納税義務者,続柄,納税義務者,住基住所漢字,障害者情報,圧縮済氏名カ,障害者情報,圧縮済氏名漢字,障害者情報,マイナンバー,障害者情報,氏名カ,障害者情報,氏名漢字,障害者情報,住所コード,県,障害者情報,住所コード,市町村,障害者情報,住所コード,大字,障害者情報,住所コード,小字,障害者情報,郵便番号,障害者情報,住所漢字,障害者情報,住所漢字桁数,障害者情報,生年月日,居住地特例有無,居住地情報,住所コード,県,居住地情報,住所コード,市町村,居住地情報,住所コード,大字,居住地情報,住所コード,小字,居住地情報,郵便番号,居住地情報,住所漢字,居住地情報,住所漢字桁数,手帳級,身体,手帳番号,身体,交付年月日,身体,障害者,身体,認定部位,身体,認定級,身体,手帳番号,療育A,交付年月日,療育A,次判定,療育A,次判定年月,療育A,手帳番号,精神1級,手帳期限,精神1級,自立支援医療費受給者番号,精神1級,受給期限,精神1級,手帳情報,特記事項,運転者情報,マイナンバー,運転者情報,氏名カ,運転者情報,氏名漢字,運転者情報,住所コード,県,運転者情報,住所コード,市町村,運転者情報,住所コード,大字,運転者情報,住所コード,小字,運転者情報,郵便番号,運転者情報,住所漢字,運転者情報,住所漢字桁数,運転者情報,生年月日,運転者情報,続柄,免許証有効期限,使用目的区分,生業内容等,生計同一証明(別居),整理番号,住基審査,結果,障害審査,結果,継続申請書発送コード,本審査結果コード,本審査結果,詳細,本審査結果,入力日,削除フラグ,参考事項,退避,非課税免除コード,退避,非課税年月日,退避,身障免除本人,家族運転区分フラグ,申請時事務所コード,一時保存フラグ

(OSS申告書出力データ)

受付番号,申告区分コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,申告年月日,申告区分情報,取得原因コード,取得原因情報,自動車税課税区分コード,自動車税課税区分情報,自取得税課税区分コード,自取得税課税区分情報,登録番号,旧登録番号,登録年月日,和暦,登録年月日,西暦,初度登録年月,納税義務者郵便番号,納税義務者住所1,納税義務者住所2,納税義務者氏名(漢字),納税義務者氏名(フリガナ),納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,所有者住所1,所有者住所2,所有者氏名(漢字),所有者氏名(フリガナ),使用者住所1,使用者住所2,使用者氏名(漢字),使用者氏名(フリガナ),旧所有者住所1,旧所有者住所2,旧所有者氏名(漢字),旧使用者住所1,旧使用者住所2,旧使用者氏名(漢字),用途コード,用途情報,種別,自家用事業用の別適否(営・自区分),形状,車名,型式,乗車定員1,乗車定員2,最大積載量1,最大積載量2,車両重量1,車両重量2,車両総重量1,車両総重量2,車台番号,類別区分番号,原動機の型式,長さ1,長さ2,幅1,幅2,高さ1,高さ2,総排気量又は定格出力,ローター数,燃料,主たる定置場住所1,主たる定置場住所2,旧主たる定置場住所,有効期間満了日,古物商許可番号,取得前の用途(用途),取得前の用途(その他),取得前の用途(年数),所有形態コード,所有形態情報,関わる者住所1,関わる者住所2,関わる者氏名(漢字),関わる者電話番号,現実の取得価額,車両本体価額,付加物価額,付加物内訳名称,課税標準額,取得税率(整数部),取得税率(小数部),自動車取得税納付額,エコカー減税コード,特例1受否区分,特例1適用,特例2受否区分,特例2適用,特例3受否区分,特例3適用,特例4受否区分,特例4適用,特例5受否区分,特例5適用,特例6受否区分,特例6適用,燃費(整数部),燃費(小数部),変速装置,構造,パリアフリー,ASV特例コード,年税額,課税月数,税額,グリーン化特例,納付依頼金額,使用の本拠住所2,申請者備考,職員備考,理由コード,別送書類の有無,審査者,審査日時,判定者,判定日時,ファイル作成日時

(OSSデータ収納キー)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ

(クレジット納付番号管理)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,納付番号,確認番号,納付金額,開帳年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[収納管理](記録項目1,259項目)

<<収納管理>>

(収納)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,当初調定額,本税,当初調定額,加算金1,当初調定額,加算金2,当初調定額,延滞金,本税,調定理由コード,本税,調定年度,本税,調定年月日,本税,調定額,本税,本年度収入額,本税,未収額,本税,現在確定額,加算金1,加算金種別,加算金1,調定理由コード,加算金1,調定年度,加算金1,調定年月日,加算金1,調定額,加算金1,本年度収入額,加算金1,未収額,加算金1,現在確定額,加算金2,加算金種別,加算金2,調定理由コード,加算金2,調定年度,加算金2,調定年月日,加算金2,調定額,加算金2,本年度収入額,加算金2,未収額,加算金2,現在確定額,延滞金,調定理由コード,延滞金,調定年度,延滞金,調定年月日,延滞金,調定額,延滞金,本年度収入額,延滞金,未収額,延滞金,現在確定額,法定納期限,指定納期限,災害延長納期限,マル商延長納期限,申告納期限,繰上徴収納期限,債務承認,捜索年月日,督促発付年月日,本税,督促発付年月日,延滞金,督促納期限,本税,督促納期限,延滞金,催告発付フラグ,引継ぎフラグ,公示サイン,徴収猶予,事由コード,徴収猶予,始期1,徴収猶予,終期1,徴収猶予,額1,徴収猶予,事由コード,徴収猶予,始期2,徴収猶予,終期2,徴収猶予,額2,最優先処分コード,更正減額還付申請年月日,更正請求年月日,国税処理事由コード,国税処理年月日1,国税処理年月日2,補記,個事,金融機関コード,補記,個事,支店コード,補記,個事,預金種別コード,補記,個事,口座番号,補記,個事,口座振替停止サイン,補記,個事,当初賦課理由区分,補記,個事,業種区分,補記,利子割,CD,補記,法人,重加対象税額,補記,法人,延滞金再計算,補記,法人,キー変更前事務所コード,補記,法人,自主決定区分,補記,法人,マル商延長,補記,法人,法人区分,補記,法人,事業年度終期,補記,法人,申告処理区分,補記,法人,申告枝番,補記,法人,当初調定年月日,補記,法人,繰越控除フラグ,補記,法人,事業税按分DB,補記,法人,外形法人区分,補記,法人,分割基準更正コード,補記,法人,分割基準変更額,補記,法人,確定申告有無,補記,法人,利子割還付充当区分,補記,県外コード,補記,自動車,整理番号,補記,自動車,非課税免除コード,補記,自動車,非課税免除年月日,補記,自動車,プレート区分,補記,自動車,課税時事務所コード,補記,自動車,課税時市町村コード,補記,自動車,税率コード,補記,自動車,商品車フラグ,補記,自動車,前期滞納,補記,自動車,随時調定理由コード,補記,自動車,充当サイン,補記,自動車,債権譲渡,補記,自動車,大口納税者コード,補記,軽油,CD,補記,軽油,業種コード,補記,軽油,納入納付区分,補記,不動産,農地一括贈与コード,最新本税領収年月日,現繰区分,本税,現繰区分,加算金,現繰区分,延滞金,完納フラグ,レコード数,分納レコード数,更正,レコード数,処分,レコード数,還付,延滞金サマリーエリア,延滞金除算期間,始期1,延滞金除算期間,終期1,延滞金除算期間,始期2,延滞金除算期間,終期2,当初調定年度,本税,当初調定年度,延滞金,公金振替額,引継事務所コード,減額更新年月日,仮消込フラグ,仮消込年月日,配当充当,仮消込件数,配当充当,仮消込額,還付保留区分,異動年月日

(分納)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,分納SEQ,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,収入金分割コード,入金源コード,収入区分コード,領収年月日,日計年月日,消込年月日,収入額,歳入還付額,歳出還付額,歳入還付年度,取扱金融機関コード,取扱支店コード,消込時,事務所コード,消込時,担当者事務所コード,消込時,担当者一連番号,充当元,税目コード,充当元,事務所コード,充当元,賦課番号,充当元,年度期,充当元,申告区分,延滞金計算不要フラグ,異動年月日

(更正)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,更正SEQ,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,本税,調定理由コード,本税,調定年度,本税,調定年月日,本税,調定額,本税,現在確定額,均等割,調定理由コード,均等割,調定年度,均等割,調定年月日,均等割,調定額,均等割,現在確定額,過少,調定理由コード,過少,調定年度,過少,調定年月日,過少,調定額,過少,現在確定額,不申,調定理由コード,不申,調定年度,不申,調定年月日,不申,調定額,不申,現在確定額,重加,調定理由コード,重加,調定年度,重加,調定年月日,重加,調定額,重加,現在確定額,延滞金,調定理由コード,延滞金,調定年度,延滞金,調定年月日,延滞金,調定額,延滞金,現在確定額,減額発生年月日,減額用申告区分,減額更新年月日,担当者事務所コード,担当者一連番号,異動年月日

(処分)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,処分SEQ,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,処分番号,処分コード,処分年月日,解除コード,解除年月日,徴収猶予事由コード,徴収猶予始期,徴収猶予終期,嘱託庁県コード,嘱託庁事務所コード,処分対象額,本税,処分対象額,均等割,処分対象額,過少,処分対象額,不申,処分対象額,重加,処分対象額,延滞金,処分入り年月日,解除入り年月日,特別税処分対象額,本税,特別税処分対象額,過少,特別税処分対象額,不申,特別税処分対象額,重加,特別税,処分対象額,延滞金,処分時,担当者事務所コード,処分時,担当者一連番号,現在,担当者事務所コード,現在,担当者一連番号,異動年月日(按分基本)

(按分基本)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,当初調定額,事業税,本税,当初調定額,事業税,加算金1,当初調定額,事業税,加算金2,当初調定額,事業税,延滞金,当初調定額,特別税,本税,当初調定額,特別税,加算金1,当初調定額,特別税,加算金2,当初調定額,特別税,延滞金,事業税,本税,調定理由コード,事業税,本税,調定年度,事業税,本税,調定年月日,事業税,本税,調定額,事業税,本税,本年度収入額,事業税,本税,未収額,事業税,本税,現在確定額,事業税,過少,調定理由コード,事業税,過少,調定年度,事業税,過少,調定年月日,事業税,過少,調定額,事業税,過少,本年度収入額,事業税,過少,未収額,事業税,過少,現在確定額,事業税,不申,調定理由コード,事業税,不申,調定年度,事業税,不申,調定年月日,事業税,不申,調定額,事業税,不申,本年度収入額,事業税,不申,未収額,事業税,不申,現在確定額,事業税,重加,調定理由コード,事業税,重加,調定年度,事業税,重加,調定年月日,事業税,重加,調定額,事業税,重加,現在確定額,事業税,延滞金,調定理由コード,事業税,延滞金,調定年度,事業税,延滞金,調定年月日,事業税,延滞金,調定額,事業税,延滞金,本年度収入額,事業税,延滞金,未収額,事業税,延滞金,現在確定額,特別税,本税,調定理由コード,特別税,本税,調定年度,特別税,本税,調定年月日,特別税,本税,調定額,特別税,本税,本年度収入額,特別税,本税,未収額,特別税,本税,現在確定額,特別税,過少,調定理由コード,特別税,過少,調定年度,特別税,過少,調定年月日,特別税,過少,調定額,特別税,過少,本年度収入額,特別税,過少,未収額,特別税,過少,現在確定額,特別税,不申,調定理由コード,特別税,不申,調定年度,特別税,不申,調定年月日,特別税,不申,調定額,特別税,不申,本年度収入額,特別税,不申,未収額,特別税,不申,現在確定額,特別税,重加,調定理由コード,特別税,重加,調定年度,特別税,重加,調定年月日,特別税,重加,調定額,特別税,重加,本年度収入額,特別税,重加,未収額,特別税,重加,現在確定額,特別税,延滞金,調定理由コード,特別税,延滞金,調定年度,特別税,延滞金,調定年月日,特別税,延滞金,調定額,特別税,延滞金,本年度収入額,特別税,延滞金,未収額,特別税,延滞金,現在確定額,重加対象税額,事業税,重加対象税額,特別税,消込按分端数,本税,切捨て累計額,消込按分端数,本税,切上げ累計額,消込按分端数,過少,切捨て累計額,消込按分端数,過少,切上げ累計額,消込按分端数,不申,切捨て累計額,消込按分端数,不申,切上げ累計額,消込按分端数,重加,切捨て累計額,消込按分端数,重加,切上げ累計額,消込按分端数,延滞金,切捨て累計額,消込按分端数,延滞金,切上げ累計額,申告処理区分,申告枝番,当初調定年月日,減額更新年月日,特別税表示有フラグ,更新年月日

(按分更正)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,更正SEQ,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,事業税,本税,調定理由コード,事業税,本税,調定年度,事業税,本税,調定年月日,事業税,本税,調定額,事業税,本税,現在確定額,事業

税_過少_調定理由コード,事業税_過少_調定年度,事業税_過少_調定年月日,事業税_過少_調定額,事業税_過少_現在確定額,事業税_不申_調定理由コード,事業税_不申_調定年度,事業税_不申_調定年月日,事業税_不申_調定額,事業税_不申_現在確定額,事業税_重加_調定理由コード,事業税_重加_調定年度,事業税_重加_調定年月日,事業税_重加_調定額,事業税_重加_現在確定額,事業税_延滞金_調定理由コード,事業税_延滞金_調定年度,事業税_延滞金_調定年月日,事業税_延滞金_調定額,事業税_延滞金_現在確定額,特別税_本税_調定理由コード,特別税_本税_調定年度,特別税_本税_調定年月日,特別税_本税_調定額,特別税_本税_現在確定額,特別税_過少_調定理由コード,特別税_過少_調定年度,特別税_過少_調定年月日,特別税_過少_調定額,特別税_過少_現在確定額,特別税_不申_調定理由コード,特別税_不申_調定年度,特別税_不申_調定年月日,特別税_不申_調定額,特別税_不申_現在確定額,特別税_重加_調定理由コード,特別税_重加_調定年度,特別税_重加_調定年月日,特別税_重加_調定額,特別税_重加_現在確定額,特別税_延滞金_調定理由コード,特別税_延滞金_調定年度,特別税_延滞金_調定年月日,特別税_延滞金_調定額,特別税_延滞金_現在確定額,減額発生年月日,減額発生元_申告処理区分,減額発生元_申告枝番,減額更新年月日,更新年月日

(消込保留)

エラー年月日,エラーSEQ,エラー枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,区分,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,14桁,申告区分,納付額_法県_均等割,納付額_法県_法人税割,納付額_法県_延滞金,納付額_共通_本税,納付額_共通_延滞金,納付額_共通_過少,納付額_共通_不申,納付額_共通_重加,納付額_合計金額,入金源コード,自動車税整理番号,名寄番号_本番,名寄番号_枝番,会計年度,領収年月日,日計年月日,課所コード,加算金種別_2桁,取扱金融機関コード,取扱支店コード,データ発生区分,束番号,ナンバリング,当初処理年月日,委託修正済サイン,強制還付サイン,今回保留区分,エラーメッセージコード,前回保留区分,前回エラー年月日,前回エラーSEQ,前回エラー枝番,現在事務所コード,滞納処分コード*1,滞納処分コード*2,滞納処分コード*3,調定年度_本税,調定年度_加算金,調定年度_延滞金,前回納付年月日,現繰区分_本税,現繰区分_延滞金,引継先事務所コード,計上区分,現繰区分_加算金,配当計算書_事務所コード,配当計算書_年度,配当計算書_連番,充当元_税目コード,充当元_事務所コード,充当元_賦課番号,充当元_年度期,充当元_申告区分,処理済フラグ,税外フラグ,本消込不可フラグ,個別システム使用欄,消込時_事務所コード,消込時_担当者事務所コード,消込時_担当者一連番号,処理年月日,未収額_法県_均等割,未収額_法県_法人税割,未収額_法県_延滞金,未収額_共通_本税,未収額_共通_延滞金,未収額_共通_過少,未収額_共通_不申,未収額_共通_重加,未収額_合計,エラーフラグ*1,エラーフラグ*2,エラーフラグ*3,エラーフラグ*4,エラーフラグ*5,エラーフラグ*6,エラーフラグ*7,エラーフラグ*8,エラーフラグ*9,エラーフラグ*10,エラーフラグ*11,エラーフラグ*12,エラーフラグ*13,エラーフラグ*14,エラーフラグ*15,MPN_納付番号,MPN_確認番号,MPN_納税者ID

(債権譲渡)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,譲受人コード,還付使用済フラグ

(随時還付指定)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ

(収納情報(領通データ))

処理年月日,連番_7桁,削除フラグ,削除年月日,会計年度_4桁,課所コード,会計コード,収入済額,個別ID,個別システム使用欄,消込キー_税目コード,消込キー_事務所コード,消込キー_賦課番号,消込キー_年度期_14桁,消込キー_申告区分,法人県民税_税額1(税割),法人県民税_税額2(均等割),法人県民税_税額3(延滞金),共通_税額,共通_延滞金,共通_過少,共通_不申告,共通_重加算,入金源コード,加算金コード,データ発生区分,束番号,法人事業税_地方法人特別税_所得割額,法人事業税_地方法人特別税_付加価値割額,法人事業税_地方法人特別税_資本割額,法人事業税_地方法人特別税_収入割額,法人事業税_地方法人特別税_地方法人特別税額,種別コード*1,種別コード*2,種別コード*3,種別コード*4,特別徴収義務者番号_12桁,支払金額_種別1_課税支払金額,種別1_課税税額,種別1_非課税等支払金額,種別1_計_支払金額,種別1_計_税額,種別2_課税支払金額,種別2_課税税額,種別2_非課税等支払金額,種別2_計_支払金額,種別2_計_税額,種別3_課税支払金額,種別3_課税税額,種別3_非課税等支払金額,種別3_計_支払金額,種別3_計_税額,種別4_課税支払金額,種別4_課税税額,種別4_還付税額支払金額,種別4_還付税額税額,種別4_非課税等支払金額,種別4_計_支払金額,種別4_計_税額,旧特別徴収義務者番号,旧OCR領域,受付金融機関,領収金融機関,受付年月日,領収年月日,収納方法区分,収納方法コード,ナンバリング_集計表部,ナンバリング_明細部,金融機関使用欄_処理区分,金融機関使用欄_処理済年月日,収納管理番号,登録時刻,最終修正時刻

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(収納情報(収納結果))

処理年月日,連番_7桁,削除フラグ,削除年月日,会計年度_4桁,課所コード,歳入_歳出区分コード,会計コード,繰越区分コード,款コード,項コード,目コード,節コード,決議番号,内訳番号_5桁,収入区分,処理コード,収入済額,個別ID,受付金融機関,領収金融機関,受付年月日,領収年月日,収納方法コード,登録時刻

(収納情報(領通総括データ))

処理年月日,連番_7桁,削除フラグ,削除年月日,個別ID,会計年度_4桁,課所コード,会計コード,繰越区分コード,款コード,項コード,目コード,節コード,受付年月日,収納方法区分,収入件数,収入済額,登録時刻,最終修正時刻

(個別支払情報(支払依頼))

処理年月日,連番_7桁,削除フラグ,削除年月日,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,会計年度_4桁,課所コード,歳入_歳出区分コード,会計コード,繰越区分コード,款コード,項コード,目コード,節コード,決議番号,内訳番号_5桁,内訳番号枝番,支払データ区分,処理コード,決議年月日,支出負担行為額,支出命令額,支払額_15桁,個別ID,債権_債務者コード,支払方法,支払時期,支払要否,支出区分コード,支払予定日,細節,事項コード,費目コード,細事項コード,事業コード,支出命令内容,支出内容コード,自由設定コード,摘要,課所コード2,会計年度_4桁2,歳入_歳出区分コード2,会計コード2,繰越区分コード2,款コード2,項コード2,目コード2,節コード2,決議番号2,内訳番号_5桁2,内訳番号枝番2,振込人名義,郵便番号_8桁,住所カナ_70桁,金融機関コード_7桁,振替口座情報_預金科目,振替口座情報_口座番号,振替口座情報_口座名義人名カナ,電話番号_20桁,名寄せ,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期_14桁,申告区分,支払データ整理番号,支払依頼先銀行コード,支払済日,支払済額,金融機関使用欄_処理区分,金融機関使用欄_処理済日,支払結果データ整理番号,決議用通番,内部連携エラーコード,登録時刻,最終修正時刻

(個別支払情報(支払済))

処理年月日,連番_7桁,削除フラグ,削除年月日,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,会計年度_4桁,課所コード,歳入_歳出区分コード,会計コード,繰越区分コード,款コード,項コード,目コード,節コード,決議番号,内訳番号_5桁,内訳番号枝番,支払データ区分,処理コード,決議年月日,支出負担行為額,支出命令額,支払額_15桁,個別ID,債権_債務者コード,支払方法,支払時期,支払要否,支出区分コード,支払予定日,細節,事項コード,費目コード,細事項コード,事業コード,支出命令内容,支出内容コード,自由設定コード,摘要,課所コード2,会計年度_4桁2,歳入_歳出区分コード2,会計コード2,繰越区分コード2,款コード2,項コード2,目コード2,節コード2,決議番号2,内訳番号_5桁2,内訳番号枝番2,振込人名義,郵便番号_8桁,住所カナ_70桁,金融機関コード_7桁,振替口座情報_預金科目,振替口座情報_口座番号,振替口座情報_口座名義人名カナ,電話番号_20桁,名寄せ,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期_14桁,申告区分,支払データ整理番号,支払依頼先銀行コード,支払済日,支払済額,金融機関使用欄_処理区分,金融機関使用欄_処理済日,支払結果データ整理番号,決議用通番,内部連携エラーコード,登録時刻,最終修正時刻

(還付基本)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,還付SEQ,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,還付事由コード,過誤納発生年月日,支払年月日,過誤納額_本税,過誤納額_均等割,過誤納額_利子割,過誤納額_過少,過誤納額_不申,過誤納額_重加,過誤納額_延滞金,過誤納額_還付加算金,充当額_本税,充当額_利子割,還付処理ステータス,随時還付フラグ,随時還付更新済フラグ,当初還付予定年月日,還付保留区分,処理済フラグ,利子割還付充当区分,均等割自動充当有無フラグ,その他自動充当有無フラグ,滞納有無フラグ,口座取得区分,還付加算金強制入力フラグ,還付発生パターン,減額発生年月日,支払額_歳入,支払額_歳出,支払額_合計,支払方法,還付_金融機関コード,還付_支店コード,還付_預金種別,還付_口座番号,還付_口座名義人名カナ,債権譲受人_郵便番号,債権譲受人_氏名カナ,債権譲受人_氏名漢字,債権譲受人_住所カナ,債権譲受人_住所漢字,債権譲受人コード

(還付補足)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,還付SEQ,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,充当等_年度期,充当等_申告区分,充当等_税目枝番,発生元申告区分,確定申告納期限,名寄番号_本番,名寄番号_枝番,旧年度集計フラグ,予戻区分判定例外フラグ,宛名_郵便番号,宛名_氏名カナ,宛名_氏名漢字,宛名_住所カナ,宛名_住所漢字,宛名_組織コード,宛名_死亡フラグ,宛名_法人合併サイン,ソト用事務所コード,オーバーサイン,初度登録年月,発送先区分,減額通知書出力区分,自動車ワーク_本税_調定,自動車ワーク_本税_収入額,自動車ワーク_本税_未収額,自動車ワーク_延滞金_調定,自動車ワーク_延滞金_収入額,自動車ワーク_延滞金_未収額,自動車ワーク_還付加算金_本税,自動車ワーク_還付加算金_延滞金,自動車ワーク_差引還付額_本税,自動車ワーク_差引還付額_延滞金,自動車ワーク_差引還付額_還付加算金,最優先処分コード,エラーフラグ

(還付算別内訳)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,還付SEQ,税目枝番,会計年度,予戻区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,還付事由コード,還付整理番号,支払通知番号,還付個別番号,過誤納発生年月日,充当適状期,通知年月日,決裁年月日,支払年月日,過誤納額_本税,過誤納額_均等割,過誤納額_利子割,過誤納額_過少,過誤納額_不申,過誤納額_重加,過誤納額_延滞金,過誤納額_還付加算金,充当額_本税,充当額_利子割,支払済年月日,還付事務所コード,特別税_区分,特別税_本税還付額,委託納付額,特別税_利子割還付額,委託納付額,特別税_還付支払額,特別税_予戻区分,異動年月日,本税_会計年度,本税_予戻区分,還付_会計年度,還付_予戻区分,還付更新済フラグ

(還付発生時収納)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,還付SEQ,税目枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,当初調定額_本税,当初調定額_加算金1,当初調定額_加算金2,当初調定額_延滞金,本税_調定理由コード,本税_調定年度,本税_調定年月日,本税_調定額,本税_本年度収入額,本税_未収額,本税_現在確定額,加算金1_加算金種別,加算金1_調定理由コード,加算金1_調定年度,加算金1_調定年月日,加算金1_調定額,加算金1_本年度収入額,加算金1_未収額,加算金1_現在確定額,加算金2_加算金種別,加算金2_調定理由コード,加算金2_調定年度,加算金2_調定年月日,加算金2_調定額,加算金2_本年度収入額,加算金2_未収額,加算金2_現在確定額,延滞金_調定理由コード,延滞金_調定年度,延滞金_調定年月日,延滞金_調定額,延滞金_本年度収入額,延滞金_未収額,延滞金_現在確定額,法定納期限,指定納期限,災害延長納期限,マル商延長納期限,申告納期限,繰上徴収納期限,債務承認_検索年月日,督促発付年月日_本税,督促発付年月日_延滞金,督促納期限_本税,督促納期限_延滞金,催告発付フラグ,引継済フラグ,公示サイン,徴収猶予_事由コード1,徴収猶予_始期1,徴収猶予_終期1,徴収猶予_額1,徴収猶予_事由コード2,徴収猶予_始期2,徴収猶予_終期2,徴収猶予_額2,最優先処分コード,更正減額還付申請年月日,更正請求年月日,国税処理事由コード,国税処理年月日1,国税処理年月日2,補記_個事_金融機関コード,補記_個事_支店コード,補記_個事_預金種別コード,補記_個事_口座番号,補記_個事_口座振替停止サイン,補記_個事_当初賦課理由区分,補記_個事_業種区分,補記_利子割_CD,補記_法人_重加対象税額,補記_法人_延滞金再計算,補記_法人_キー変更前事務所コード,補記_法人_自主決定区分,補記_法人_マル商延長,補記_法人_法人区分,補記_法人_事業年度終期,補記_法人_申告処理区分,補記_法人_申告枝番,補記_法人_当初調定年月日,補記_法人_繰越控除フラグ,補記_法人_事業税按分DB,補記_法人_外形法人区分,補記_法人_分割基準更正コード,補記_法人_分割基準変更額,補記_法人_確定申告有無,補記_法人_利子割還付充当区分,補記_県カハコ_県コード,補記_自動車_整理番号,補記_自動車_非課税免除コード,補記_自動車_非課税免除年月日,補記_自動車_プレート区分,補記_自動車_課税時事務

所コード,補記_自動車_課税時市町村コード,補記_自動車_税率コード,補記_自動車_商品車フラグ,補記_自動車_前期滞納,補記_自動車_随時
調定理由コード,補記_自動車_充当サイン,補記_自動車_債権譲渡,補記_自動車_大口納税者コード,補記_軽油_CD,補記_軽油_業種コード,補記
_軽油_納入納付区分,補記_不動産_農地一括贈与コード,最新本税領収年月日,現繰区分_本税,現繰区分_加算金,現繰区分_延滞金,完納
フラグ,レコード数_分納,レコード数_更正,レコード数_処分,レコード数_還付,延滞金サマリーエリア,延滞金除算期間_始期1,延滞金除算期間_終期1,延滞
金除算期間_始期2,延滞金除算期間_終期2,当初調定年度_本税,当初調定年度_延滞金,公金振替額,引継事務所コード,減額更新年月
日,仮消込フラグ,仮消込年月日,配当充当_仮消込件数,配当充当_仮消込額,還付保留区分,異動年月日
(還付過誤納内訳)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,還付SEQ,過誤納_収入金分割コード,過誤納_分納SEQ,初期登録業務日時,更新業務
日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,税目枝番,会計年度,予戻区分,還付事由コード,過誤納_入金源コード,過誤納_収入区分コ
ード,過誤納_領収年月日,過誤納_日計年月日,過誤納_消込年月日,過誤納_収入額,過誤納_歳入還付額,過誤納_歳出還付額,過誤納_歳入
還付年度,過誤納_過誤納額,過誤納_法人収入金分割コード,発生元収入金分割コード,既納付税額,充当適状期,充当額,差引還付額,減額
収入金分割コード,減額前_調定年度,減額前_調定年月日,減額前_調定額,減額前_本年度収入額,減額前_未収額,減額前_滞納繰越額超
減額,特別税_予戻区分,特別税_予戻区分_本税,特別税_予戻区分_還付
(還付加算金内訳)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,還付SEQ,収入金分割コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更
新ユーザID,有効フラグ,税目枝番,会計年度,予戻区分,還付加算金_計算期間_始期,還付加算金_計算期間_終期,還付加算金_計算期間_日
数,還付加算金_除算期間_始期,還付加算金_除算期間_終期,還付加算金_除算期間_日数,還付加算金_差引日数,還付加算金_加算金
額,充当適状期,充当額,差引還付額
(還付充当内訳)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,還付SEQ,充当SEQ,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザ
ID,有効フラグ,税目枝番,会計年度,予戻区分,充当額内訳_本税,充当額内訳_均等割,充当額内訳_延滞金,充当額内訳_過少,充当額内訳
_不申,充当額内訳_重加,充当額内訳_予備,充当額内訳_合計,充当額内訳_収入金分割コード,充当額内訳_充当額,充当先_税目コード,充当
先_事務所コード,充当先_賦課番号,充当先_年度期,充当先_申告区分,充当先_税目枝番,自動車税整理番号,利子割CD,滞納額内訳_本
税,滞納額内訳_均等割,滞納額内訳_延滞金,滞納額内訳_過少,滞納額内訳_不申,滞納額内訳_重加,滞納額内訳_合計,滞納額内訳_収
入金分割コード,滞納額内訳_滞納額,充当適状期,充当先納期限,充当先年度,現繰区分_本税,現繰区分_加算金,現繰区分_延滞金,調定
SEQ,充当順位
(還付充当内訳)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,還付SEQ,減額_収入金分割コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザ
ID,更新ユーザID,有効フラグ,税目枝番,減額前_調定年度,減額前_調定年月日,減額前_調定額,減額前_本年度収入額,減額前_未収額,減額
前_滞納繰越額超減額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

[滞納管理](記録項目590項目)

<<滞納管理>>

(滞納者)

名寄番号_本番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,勤務先郵便番号,勤務先住所,勤務先名称,勤務先電話番号,所在調査情報,調査完了年月日,調査年月日,調査先名称,概要,滞納情報有無フラグ,滞納処分費有無フラグ,事後調査年月日1,事後調査年月日2,事後調査年月日3

(交渉履歴)

名寄番号_本番,交渉年月日,交渉履歴連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,担当当事務所コード,担当者連番,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,14桁,申告区分,履行期限,その他消込キー,交渉内容,入力ユーザ名称,入力ユーザ事務所コード,交渉相手コード,交渉行為コード,交渉内容コード,備考コード,処分コード,交渉内容詳細

(滞納者住所履歴)

名寄番号_本番,住所履歴連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,漢字住所,漢字氏名

(納税計画)

名寄番号_本番,納税計画連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,登録年月日,納付方法,納税取消年月日,納税取消事由コード,分納開始年月日,分納終了年月日,納付回数,誓約金額,備考_100桁

(納税計画枠)

名寄番号_本番,納税計画連番,納税計画枠連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,支払予定日,分納本税額,分納延滞金額,分納過少申告加算金額,分納不申告加算金額,分納重加算金額,分納額合計

(納税計画明細)

名寄番号_本番,納税計画連番,納税計画枠連番,納税計画枠枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,分納本税額,分納延滞金,分納過少加算金,分納不申告加算金,分納重加算,実延滞金

(滞納者財産)

名寄番号_本番,財産種別コード,財産連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,調査完了情報,調査完了年月日,処分段階,調査年月日,調査先名称,概要,財産情報,備考_1000桁,財産有無,他機関差押有無,他機関差押入力,利害関係者有無,利害関係者入力,先行執行機関有無,先行執行機関入力1,先行執行機関入力2,預金種別,口座番号_15桁,金融機関コード,支店コード,土地種別,建物種別,所在,構造,面積,家屋番号,電話番号,設置場所,加入者氏名,加入者住所,電話種類,融資貸付有無,融資貸付入力,融資総額,額面残高

(滞納処分)

名寄番号_本番,滞納処分連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,処分番号,処分コード,処分事由コード,処分事由,起案年月日,決裁年月日,解除コード,解除取消事由コード,解除取消事由,解除取消起案年月日,解除取消決裁年月日,備考_100桁,事件番号,処分段階区分,要保留判定区分,公売予告発付年月日,納付期限,公売予定年月日,猶予開始年月日,猶予終了年月日,猶予額本税,猶予額延滞金,猶予額過少,猶予額不申,猶予額重加算,嘱託引継先コード,欠損対象_本税延滞金フラグ,欠損対象_加算金フラグ,一部欠損額本税,一部欠損額延滞金,登録者所属名,登録者名,登録年月日,更新者所属名,更新者名,更新年月日,債務承認_検索年月日

(滞納処分明細)

名寄番号_本番,滞納処分連番,滞納処分明細連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,本税未納額,延滞金未納額,過少未納額,不申未納額,重加算未納額,最優先処分コード,担当者事務所コード,担当者連番,解除取消フラグ,均等割額,納期限種別,納期限,時効完成予定日_本税,時効完成予定日_過少,時効完成予定日_不申,時効完成予定日_重加

(滞納処分財産)

名寄番号_本番,滞納処分連番,財産種別コード,財産番号,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,解除取消フラグ

(滞納処分費)

名寄番号_本番,滞納処分連番,処分費連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,調定年度,当初調定年月日,当初調定額,納付額累計,摘要_備考,当年度調定額,当年度収入額,収入年月日,繰越済フラグ,欠損年月日,事務所コード,充当額

(納期限変更)

名寄番号_本番,納期限変更連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,起案年月日,決裁年月日,納期限変更事由コード,納期限等種別コード,変更前納期限,変更後納期限,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,本税未納額,延滞金未納額,過少未納額,不申未納額,重加算未納額,最優先処分コード,担当者事務所コード,担当者連番,備考_100桁,均等割額,時効完成予定日_本税,時効完成予定日_過少,時効完成予定日_不申,時効完成予定日_重加,登録者所属名,登録者名,登録年月日

(延滞金減免)

名寄番号_本番,延滞金減免連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,起案年月日,決裁年月日,延滞金減免事由コード,一部免除期間開始年月日,一部免除期間終了年月日,延滞金減免額,控除対象期間開始年月日,控除対象期間終了年月日,重加対象税額,地方法人特別税額,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,本税未納額,延滞金未納額,過少未納額,不申未納額,重加算未納額,最優先処分コード,担当者事務所コード,担当者連番,備考_100桁,均等割額,時効完成予定日_本税,時効完成予定日_過少,時効完成予定日_不申,時効完成予定日_重加,登録者所属名,登録者名,登録年月日

(配当充当)

名寄番号_本番,配当充当連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,決裁年月日,消込期日,換価財産名称1,換価財産名称2,受入金額,配当金額合計,充当金額合計,残余金額,配当計算書_事務所コード,配当計算書_年度,配当計算書連番,処分連番,処分コード,エフ-年月日,エフ-SEQ,エフ-枝番,個別システム使用欄,納付額_合計金額

(配当順)

名寄番号_本番,配当充当連番,配当順連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,債権者所在地名称,債権額,配当順位,配当金額

(配当財産)

名寄番号_本番,配当充当連番,配当充当財産連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,滞納処

分連番,財産種別コード,財産番号

(配当充当明細)

名寄番号,本番,配当充当連番,配当充当明細連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,本税未納額,延滞金未納額,過少未納額,不申未納額,重加算未納額,本税配当額,延滞金配当額,過少配当額,不申配当額,重加算配当額,最優先処分コード,担当者コード,事務所コード,担当者コード連番,均等割額

(担当者)

担当者事務所コード,担当者連番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,漢字氏名,班コード,ユーザID(担当者住所別)

住所コード,8桁,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,自動車税担当者事務所コード,自動車税担当者連番,自動車税以外担当者事務所コード,自動車税以外担当者連番

(担当者割当)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,担当者事務所コード,担当者連番,旧担当者事務所コード,旧担当者連番,名寄番号,本番

(滞納整理状況)

担当者コード,事務所コード,担当者コード連番,実績年月日,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,事案件数,督促納期経過件数1,督促納期経過件数2,督促納期経過件数3,督促納期経過件数4,督促納期経過件数5,督促納期経過件数6,督促納期経過件数7,督促納期経過件数8,督促納期経過件数9,督促納期経過件数10,処理中件数1,処理中件数2,処理中件数3,処理中件数4,処理中件数5,処理保留中件数1,処理保留中件数2,処理保留中件数3,処理保留中件数4,処理保留中件数5,納付約束件数1,納付約束件数2,納付約束件数3,納付約束件数4,納付約束件数5,その他件数1-1,その他件数1-2,その他件数1-3,その他件数1-4,その他件数1-5,その他件数2-1,その他件数2-2,その他件数2-3,その他件数2-4,その他件数2-5

(滞納整理状況)

集計区分,担当者コード,事務所コード,担当者コード連番,名寄番号,本番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,漢字氏名,漢字住所,滞納件数,本税未納額,延滞金未納額,過少未納額,不申未納額,重加算未納額

(配当計算書番号採番)

事務所コード,年度,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,配当計算書連番

(担当者引継)

引継区分,税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,担当者事務所コード,担当者連番,新担当者事務所コード,新担当者連番

(消込キー別名寄番号)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,名寄番号,本番,名寄番号,枝番

(COTVG010ビュー)

税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,申告区分,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,担当者事務所コード,担当者連番,新,漢字氏名,新,班コード,新,ユーザID,旧担当者事務所コード,旧担当者連番,旧,漢字氏名,旧,班コード,旧,ユーザID,名寄番号,本番,名寄番号,枝番,氏名カナ,氏名漢字,郵便番号,住所コード,住所漢字,組織コード,表示位置,電話番号区分1,電話番号1,電話番号区分2,電話番号2,電話番号区分3,電話番号3,生年月日,死亡フラグ,死亡年月日,納税者番号,完納フラグ,全体,本税,調定年度,加算金1,調定年度,加算金2,調定年度,延滞金,調定年度,補記,利子割_CD,補記,法人,事業年度終期,補記,法人,申告処理区分,補記,法人,申告枝番,補記,自動車,整理番号,補記,自動車,プレート区分,補記,軽油_CD,完納フラグ,引継区分,新担当者事務所コード,新担当者連番,新担当者,漢字氏名,新担当者,班コード,新担当者,ユーザID

[特定個人情報ファイルアクセスログ](記録項目20項目)

運用年月,シーケンス採番,アクセス枝番,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,事務所コード,人事課室コード,漢字氏名,アクセス処理コード,帳票ID,処理ID,処理名,テーブルID,アクセスキー項目(マイナンバー),更新照会区分,処理時間,出力ページ数

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は代理人から入手する場合として、地方税法に基づいて提出される納税申告書、申請書等は、本人申告・申請方式によるものであることから、納税者本人又は本人の代理人が記載し、提出するものであり、当該納税申告書、申請書等においては当該納税者の情報しか入手することはできない。 ・国税連携システムによりeLTAX(地方税ポータルシステム)から送信される情報は、所得税申告書に記載・入力された納税地によって送信先が振り分けられ、対象者の情報のみ送信されるため、対象者の情報しか入手することができない。なお、他都道府県に課税権があることが判明した場合は、速やかに他都道府県に回送する。 ・住民基本台帳ネットワークから情報を入手する際は、対象者以外の情報の検索、閲覧、利用を禁止する。 ・市町村や庁内他部署からの入手については、地方税法に基づき課税対象者の情報のみが提供されるので、対象者以外の情報を入手することはない。 ・事後の対策として、税務システムに登録される特定個人情報については、登録された日時、内容、登録した者のIDを記録し、必要があれば検索できるようにする。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は代理人から入手する場合として、地方税法に基づいて提出される納税申告書、申請書等は、法令等により定められた様式であり、課税や減免手続に必要な事項のみが示されているため、不必要な情報を入手することはない。 ・国税連携システムでは、法令等により定められた様式(インターフェイス)でしかデータは受信できないため、必要な情報以外入手することができない。 ・住民基本台帳ネットワークシステムからは、個人番号、基本4情報及び課税や減免手続に必要な事項以外の情報を入手することはない。 ・市町村や庁内他部署から情報を入手する際は、法令等に基づいて賦課徴収に必要な情報のみを取得するため、必要な情報以外入手することはない。 ・事後の対策として税務システムに登録される特定個人情報については、登録された日時、内容、登録した者のIDを記録し、必要があれば検索できるようにする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は代理人から入手する場合として、納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付の申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を記載した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することになる。 ・国税連携システムから情報を入手する際は、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御する。 ・市町村から情報を入手する際には、使用目的が法令等に基づくものであることの理解を得た上で入手する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は代理人から入手する場合は、個人番号カードの提示若しくは通知カードと運転免許証、旅券等番号法施行規則に規定されている書類等の提示を受けて、本人確認を行う。 ・市町村、国税連携システム、庁内他部署から入手する情報は、必要に応じて、団体内統合宛名システム若しくは住民基本台帳ネットワークを利用して、基本4情報を基に本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は代理人から入手する場合は、個人番号カードの提示若しくは通知カードと運転免許証、旅券等番号法施行規則に規定されている書類等の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行う。 ・市町村、国税連携システム、庁内他部署から入手する情報は、必要に応じて団体内統合宛名システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、個人番号の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	地方税法等に基づいて岡山県に提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。以前に取得した個人番号が変更されていないか、申告書等の提出の際にチェックを行い、変更があれば修正を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱うネットワーク、システムについてはアクセス制御や暗号化を実施する。 ・書面の場合は、本人から直接受け取ることを原則とするが、郵送の場合は、通知文書に担当所属名及び所在地を明記して当該担当部署に送付するよう周知する。 ・税務システムの全ての機器においてウイルス対策ソフトウェアを導入しており、常に最新の状態となるよう更新している。 ・税務システムを利用する端末において、ファイル交換ソフトウェア(インターネットを介して不特定多数のコンピュータ間で情報を共有するソフト)等、情報漏えいのリスクを高めるようなソフトウェアを使用することを禁止する。 ・盗難等の防止対策として離席時には、机上に個人情報を記録した媒体を放置せず、引出しやキャビネット等に施錠保管する。携帯可能なコンピュータはチェーンロック等による盗難防止を行う。 ・税務システムを利用する端末において、離席時はパスワード付スクリーンセーバの起動又は利用の中断措置(ログオフ)を実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む宛名システムにアクセスできる職員は、税務課に所属する職員に限定されており、班や所属単位に業務上必要な機能のみ使用できるようアクセス制御を行う。 ・ファイアウォール、ルータ等の設定により税務システムへのアクセスが可能な端末は限定する。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムについては、県税の課税、収納及び滞納管理事務に関係のない情報を保有しない。 ・税務システムから情報提供ネットワークシステムへの特定個人情報の連携については、団体内統合宛名システムを介して行われるが、地方税関係情報、障害者関係情報又は生活保護関係情報に限られるようシステムにより制限する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムの利用については、端末PCをユーザID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定している。 ・端末PCのパスワードについては、10桁以上、英字大文字、英字小文字、数字及び記号を最低1文字ずつ組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。また、統合認証・アップデート管理システムにより、端末PCのパスワードは、定期的(180日ごと)に変更される。さらに、生体認証もあわせて実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・税務システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てて、ユーザID及びシステムパスワードによるユーザ認証を行っている。 ・端末PCのパスワードについては、10桁以上、英字大文字、英字小文字、数字及び記号を最低1文字ずつ組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。また、統合認証・アップデート管理システムにより、端末PCのパスワードは、定期的(180日ごと)に変更される。さらに、生体認証もあわせて実施している。 ・ユーザIDごとのコンピュータの使用記録を保管して、管理している。 ・税務システムを使用する端末については、IPアドレス(コンピュータの識別番号)などから、ファイアウォール(外部からの攻撃から内部のコンピュータを守るソフト)によるアクセス制御を行っており、無権限のアクセスから保護する措置を講じている。 ・盗難等の防止対策として離席時には、机上に個人情報を記録した媒体を放置せず、引出しやキャビネット等に施錠保管している。携帯可能なコンピュータはチェーンロック等による盗難防止措置を行っている。 ・税務システムを利用する端末において、離席時はパスワード付スクリーンセーバの起動又はログオフを実施している。

アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①発効管理 ・正規職員・非正規職員ともに、ユーザIDにより部署及び業務別にアクセス権限を管理している。 ・担当業務ごとに、更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、担当業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ・ユーザIDの発効は、正規職員については人事情報に基づく、全庁共通システムの職員情報を利用して行っている。非正規職員については業務担当課からの申請に基づき、セキュリティ責任者が発効を行い、一元管理している。 ②失効管理 ・正規職員については全庁共通システムの職員情報と連携し管理している。全庁共通システムの職員情報は異動・退職情報を常に反映しており、異動又は退職があった際は、アクセス権限が更新され、当該IDは失効となる。 ・非正規職員のユーザIDについては採用期間を有効期限に設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。途中退職の際には、業務担当課からの連絡を受け、当該IDを失効とする。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・特定個人情報を取り扱う税務システムのアクセス権限は、所属、班、職責に応じ必要最低限の業務(税目)とし、アクセス権限表を作成する。 ・ユーザIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確になったものについては、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報等システムデータの更新記録は7年間保管する。 ・システムのログイン記録、個人を特定した検索・照会及び特定後にデータの更新、削除を行った場合の操作内容をログとして記録する。ログはどの職員が、いつ、どの事務処理を実施したかを特定でき、7年間保管する。また記録は月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセスがないことを確認する。	
その他の措置の内容	端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセーバの起動の設定を行う。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・岡山県情報セキュリティポリシーにおいて、業務以外での個人情報の利用を禁止している。 ・職員に対して、目的外利用禁止等の個人情報保護に関する研修を実施する。 ・受託業者に対して、契約内容の個人情報保護に関する特記事項を明記し、目的外利用禁止などを含めた秘密保持を規定した契約を締結する。また、契約締結後に実務従事者名簿の提出させ、名簿に掲載された者にのみシステムへのアクセス権限を与える。 ・違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうることを職員に対して、周知徹底する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	①端末機からデータを複製できないようシステムで制御している。 ②バックアップした媒体は、施錠できる場所に保管している。 ③バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定している。 ④受託業者に対しては、委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記し、県の承諾なしに複写又は複製をすることを禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	①委託業者を選定する際に個人情報の管理体制等が適正か確認する。 ・特定個人情報の組織的安全管理保護措置(個人情報取扱規定、体制等の整備等) ・特定個人情報の人的安全管理保護措置(従業者に対する教育・研修などの措置) ・特定個人情報の物理的保護措置(施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) ・特定個人情報の技術的保護措置(アクセス制限、アクセス監視や記録等) ②委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記する。 ・秘密の保持、収集の制限、漏えい・滅失又は毀損の防止など適正管理、目的外利用及び提供の禁止、複写又は複製の禁止等。 ③委託契約の締結後は必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握・情報保護管理体制の把握を行う。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	①委託業者から以下の報告を受けることとする。 ・特定個人情報を取り扱う従業者名簿 ・従業者毎に付与したアクセス権限 ②委託業者の要員用IDは、委託業者のプロジェクトリーダー(取纏め役)であるアクセス管理者が制限及び管理している。 ③再委託をする場合は、委託先と同様の機密保持の遵守を義務付ける。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	委託先における特定個人情報等システムの利用履歴について、利用者ID、操作日時、画面名称、操作内容、データベースへのアクセス記録を7年間保管する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は岡山県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は岡山県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に特定個人情報を提供する際は、作業依頼書等にデータ件数等を記入し引き渡す。委託先から紙帳票等の成果品を受領するときは、納品書に数量を記載させ、引渡し時に成果品の数量と確認を行う。保守運用業務の委託先とは毎月会議を開催し、運用状況、データの管理状況等について報告を受け、ルール遵守について確認する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人情報取扱特記事項において、以下の措置をとる旨を規定する。 業務を処理するために委託元から提供を受け、又は委託先が収集し、若しくは作成した個人情報については、業務完了後委託元の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。 ・委託先は個人情報の廃棄又は消去に際し、県から立会いを求められた場合はこれに応じなければならない。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	①委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・個人情報の秘密の保持 ・作業責任者等の届出 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の利用及び提供の制限 ・教育の実施 ・再委託の禁止(あらかじめ岡山県の承認を得ている場合を除く。) ・個人情報の返還又は廃棄 ・監査及び検査 ・事故時の対応など ②委託先に対して実地監査・調査等を行うことができる規定を定めることとする。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、再委託先に対しても、委託先と同様の秘密保持義務を課す。 ・再委託先に対しては、委託先から、個人情報取扱特記事項が遵守されているか評価させ、報告を受けることとする。また改善の必要がある場合には、委託先に対して再委託先に改善の指示を行うよう指示し、改善結果の報告を受ける。	
その他の措置の内容	業務従事者ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードを用いたユーザ認証や、操作ログの記録を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して7年間保存する措置をとる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手順書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行えず、提供先として国税庁及び他都道府県以外を設定することもできない仕様となっている。 ・地方税ポータルセンタと都道府県間は閉域網であるLGWANという通信網、地方税ポータルセンタと国税庁間は専用回線を用いている。データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・国税連携システム(eLTAX)において、国税庁と都道府県との間の連携については閉域網であるLGWANという通信網を用い、データを暗号化した上で、決められた情報のみ提供するようにシステムで担保している。 ・特定個人情報を提供する際は、提出先、提供方法及び提供する特定個人情報の内容を複数の職員で確認することとする。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の入手については税務課長を責任者とし、実施手順を定め運用する。 ②特定個人情報の入手は、番号法で認められた事務の範囲内かつ地方税法等で定められた必要最低限の情報に限定する。 ③特定個人情報の入手に当たり、申告書様式が必要最低限の記載内容(対象者以外の情報を含まない)となっていることを職員がチェックする。また、システムへ登録される特定個人情報は、操作内容を保管し監査証跡を可能とする。 ④ファイアウォール、ルータ等のシステム防護措置により、税務システムを無権限のアクセスから保護する措置を講じている。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定個人情報を入手する際の責任者を定め、内部手順書を定められたとおりに行う。内部手順書は定期的に見直しを実施する。 ②特定個人情報の入手時に、必要な情報以外の情報を誤って入手していないか、内部手順書に基づき職員が確認する。 ③特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるように制御する。また、操作内容を記録することで適切な利用を抑制する。 ④ファイアウォール、ルータ等のシステム防護措置により、団体内統合宛名システムを無権限のアクセスから保護する措置を講ずる。 ⑤ネットワーク上の利用制限により、庁外から団体内統合宛名システムへ接続することを制限する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みとなっている。 <p>(注1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (注2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> ①特定個人情報入手時の本人確認方法を内部手順書に定め、維持する。 ②特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ税務システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるよう制御している。また、操作内容を記録することで、不適切な利用を抑制する。 ③税務システムを直接操作する場合に、ユーザID、パスワードによる職員認証を実施する。 ④機器の初期設定は、必要に応じて適切に変更する。また、不要な付加機能を無効にする。 ⑤団体内統合宛名システムとのネットワークを経由した特定個人情報の送受信の際は、暗号化等によりデータの秘匿化の措置を講じる。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①特定個人情報入手時の本人確認方法を内部手順書に定め、維持している。 ②特定個人情報にアクセスできる職員は必要最小限とし、かつ団体内統合宛名システムにおいて業務上必要なデータのみアクセスできるよう制御する。また、操作内容を記録することで、不適切な利用を抑制する。 ③団体内統合宛名システムを直接操作する場合に、個別の識別情報による職員認証を実施する。個別業務システムとの連携による場合も、個別の識別情報によるシステム認証を実施する。 ④機器の初期設定は、必要に応じて適切に変更する。また、不要な付加機能を無効にする。 ⑤中間サーバー及び既存業務システムとのネットワークを経由した特定個人情報の送受信の際は、暗号化等によりデータの秘匿化の措置を講じる。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ・中間サーバーと各情報保有機関の個人情報を管理するシステム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティ(行政専用のネットワーク、暗号化通信等)を維持したネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> ①個人番号の真正性が確認されたデータか否かを識別するフラグを設け管理する。確認済フラグを設定する基準を内部手順書に定め、維持する。 ②特定個人情報の入手時に、不正確な情報でないか、内部手順書に基づき職員が確認する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①既存業務において個人番号の真正性が確認されたデータのみを、団体内統合宛名システムで利用するよう内部手順書に定め、維持する。 ②中間サーバーとの連携において、中間サーバーの提示する仕様に基づく個人識別符号を用いて特定個人情報を入手する。 ③特定個人情報の入手時に、不正確な情報でないか、内部手順書に基づき職員が確認する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><税務システムにおける措置> ①権限外の利用が行われないようアクセス制御や、利用できるネットワークの制限、データの暗号化等の措置を講じている。 ②ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、OSやアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。なお、適用に当たっては事前又は事後に動作確認を行う。 ③税務システムに接続できる端末は、県のセキュリティポリシーに基づき適切に管理されたものに限っている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①権限外の利用が行われないようアクセス制御や、利用できるネットワークの制限、データの暗号化等の措置を講じる。 ②ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、OSやアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。なお、適用に当たっては事前又は事後に動作確認を行う。 ③団体内統合宛名システムに接続できる端末は、県のセキュリティポリシーに基づき適切に管理されたものに限る。また、団体内統合宛名システムの管理機能を利用できる端末は、上記ポリシー適用に加え、インストールするソフトウェアを制限し、不要なプログラムを利用しない。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している。(注) ②各情報保有機関の個人情報を管理するシステムからの接続に対し、認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ⑤中間サーバーと団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティ(行政専用のネットワーク、暗号化通信等)を維持したネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ⑥中間サーバーの拠点管理事業者の業務は、中間サーバーの拠点の運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスできない。 ⑦情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した団体内統合宛名システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。 (注)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p><中間サーバーにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと団体内統合宛名システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティ(行政専用ネットワーク、暗号化通信等)を維持したネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーの拠点では、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、同一の中間サーバーの拠点を利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑤特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバーの拠点の保守・運用を行う事業者における情報漏えいリスク等のリスクを極小化する。</p>		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①税務システム(サーバー及び周辺機器)はデータセンターに設置し、入館を管理する。</p> <p>②データセンター内のサーバー室、サーバーの管理機能にアクセス可能なコンピュータが設置されている部屋(運用管理室)、特定個人情報の保存媒体(バックアップ)等を設置するサーバー室については、入退室管理、監視及び施錠管理する。なお、サーバー機器等ラックは耐震措置がとられている。</p> <p>③サーバー機器等に係る電源については、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。</p> <p>④サーバ室への入退室の際には、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みを行わないこととする。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>①団体内統合宛名システムをデータセンターに設置し、入館を管理する。</p> <p>②データセンター内のサーバー室、サーバーの管理機能にアクセス可能なコンピュータが設置されている部屋(運用管理室)、特定個人情報の保存媒体(バックアップ)等を設置するサーバー室については、入退室管理、監視及び施錠管理する。</p> <p>③サーバー室へ持ち込むコンピュータや外部記憶媒体の利用、持ち出し、持ち込みの手順を定め、遵守する。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・中間サーバーの拠点をデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理することとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p><税務システムにおける措置> ①税務システムはログインパスワードを設定する。 ②税務システムではウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、OSやアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。なお、適用に当たっては事前又は事後に動作確認を行う。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ①ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。また、OSやアプリケーションは、常に最新のセキュリティパッチを適用する。なお、適用に当たっては事前又は事後に動作確認を行う。 ②団体内統合宛名システムに接続できる端末は、県のセキュリティポリシーに基づき適切に管理されたものに限る。また、団体内統合宛名システムの管理機能を利用できる端末は、上記ポリシー適用に加え、インストールするソフトウェアを制限し、不要なプログラムを利用しない。 ③通信経路上の特定個人情報が漏えいした場合でも、内容が解析できないようデータを暗号化する。 ④ファイアウォール、ルータ等のシステム防護措置により、団体内統合宛名システムを無権限のアクセスから保護する措置を講ずる。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーの拠点ではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、アクセス記録等の解析を行う。 ②中間サーバーでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[十分に行っている]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p> <p>その内容</p> <p>再発防止策の内容</p>	<p>[発生なし]</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
<p>⑩死者の個人番号</p> <p>具体的な保管方法</p> <p>その他の措置の内容</p>	<p>[保管している]</p> <p>死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。</p> <p>—</p>	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク</p>		
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>対象者から申告等がある都度、システムに登録されている特定個人情報と内容の確認を行い、必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用して、最新の状態に更新する。</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p>		

消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報をシステムで確認の上、消去する。保管期間の過ぎたバックアップデータも消去する。 ・紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて、職員立会いの上、外部業者による裁断溶解処理を行う。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー、端末機器（パソコン）、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等の際に、行政情報を消去する場合は、消磁、破砕、溶解により記憶装置又は記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能な状態にする。 ・廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、システム管理者の承認を得た上で実施内容を記録に残している。 		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p><税務システムの運用における措置> ・評価書の記載内容どおりの運用ができているか、以下の事項について年1回自己点検を実施する。 端末機の管理状況 アクセス管理状況 情報資産の管理状況</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき、運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき、中間サーバーの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p><税務システムの運用における措置> ・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき定期的な監査計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を行っている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき、定期的に監査を行っている。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき、中間サーバーについて、定期的に監査を行っている。</p>
2. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p><税務システムの運用における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施する。また、未受講者に対しては再受講を促すなど、全職員が受講できるよう配慮する。 ②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する従事者への教育の実施などの特記事項を明記し、委託契約を締結している。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を必要に応じて実施している。 ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施する。 ②受託業者に対しては、契約内容の個人情報保護に関する従事者への教育の実施などの特記事項を明記し、委託契約を締結している。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を必要に応じて実施している。 ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ①中間サーバーの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバーの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><税務システム及び団体内統合宛名システムにおける措置> ・インターネット環境と分離し、専用端末等を配備して、専用ネットワークを構築する。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーの拠点を活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岡山県総務部総務学事課行政情報・不服審査班 700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 086-226-7214
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	ホームページに請求書様式及び請求方法等を掲載する。
③手数料等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 </div> <p style="text-align: center;">(手数料額、納付方 ただし、写しの交付は実費 法: 白黒 1枚10円 カラー 1枚50円、現金又は郵便為替)</p>
④個人情報ファイル簿の公表	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない </div>
個人情報ファイル名	納税功労者表彰事務、税理士登録に関する事務、収納管理事務、口座振替事務、滞納整理事務、納税証明書等交付事務、不動産取得税賦課徴収事務、個人事業税賦課徴収事務、狩猟税賦課徴収事務、道府県たばこ税の賦課徴収事務、ゴルフ場利用税の賦課徴収事務、軽油引取税の賦課徴収事務、軽油流通情報管理事務、納税貯蓄組合・特別徴収義務者の報奨金等の交付事務、鉱区税賦課徴収事務、産業廃棄物処理税の賦課徴収事務、自動車税の賦課徴収事務、自動車取得税の賦課徴収事務、ふるさと納税(寄附)に関する事務
公表場所	岡山県総務部総務学事課行政情報・不服審査班
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県総務部税務課電算管理班 086-226-7242
②対応方法	問い合わせについて、内容及び対応についての記録票を作成する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年12月6日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	おかやま県民提案制度(パブリック・コメント)実施要綱に基づき、意見公募手続きを実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和元年12月18日(水)から令和2年1月17日までの31日間
③期間を短縮する特段の理由	期間短縮なし
④主な意見の内容	意見等はなかった。
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	(諮問)令和2年1月27日、2月27日、3月26日 (答申)3月27日
②方法	岡山県行政不服等審査会に諮問
③結果	特定個人情報～適切であると判断された
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(自動車税登録ワンストップサービス(OSS)システム)	その他(自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)システム)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年4月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	自動車登録ワンストップサービス(OSS)システム	自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)システム(都道府県税の所管するシステム(OSS)都道府県共同利用化システム)について記載	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年4月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	1. 自動車登録ワンストップサービス(OSS)システムを利用して提出された、自動車税申告書データを審査システムにより審査し、課税額を確定して納税義務者に税額の通知を行う。(納付待ち状態で保留する。) 2. 納税義務者からの納付済データ受信後、審査済みの申告データが、専用線を介して岡山県税務システムに送信される。	1. 利用者がインターネットを通じて提出した自動車税申告書を審査し、税額を確定して納税義務者に税額の通知を行う。 2. 利用者がインターネットバンキング等によって行った納税情報を取得し、管理する。 3. 自動車税申告書、車検証、審査結果情報、納付情報等の情報を都道府県に提供する。(CSV形式) ※都道府県とOSS都道府県共同利用化システムサーバはLGWANを利用して接続する。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年4月7日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	税務システム	税務システム、OSSインターフェースシステム、MPN地公体通信サーバ	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年4月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用②入手方法	その他(住民基本台帳ネットワーク、団体内統合宛名システム)	その他(住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、国税連携システム)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年4月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙	フラッシュメモリ 紙 その他(データ連携用サーバ)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月7日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人又は代理人から入手する場合は、個人カードの提示若しくは通知カードと運転免許証、旅券等番号法施行規則に規定されている書類等の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行う。	・本人又は代理人から入手する場合は、個人番号カードの提示若しくは通知カードと運転免許証、旅券等番号法施行規則に規定されている書類等の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行う。	事後	①脱字の修正であり、重要な変更には該当しない。
平成28年4月7日	Ⅳその他のリスク対策 3. その他のリスク対策	<p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの拠点を活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	<p><税務システム及び団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット環境と分離し、専用端末等を配備して、専用ネットワークを構築する。 <p><中間サーバーにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの拠点を活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	事後	①「特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更」に当たるため、重要な変更には該当しない。
平成28年4月7日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	岡山県総務部総務学事課行政情報班	岡山県総務部総務学事課行政情報・不服審査班	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成28年4月7日	Ⅴ開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	岡山県総務部総務学事課行政情報班	岡山県総務部総務学事課行政情報・不服審査班	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成29年4月1日	Ⅰ基本情報7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	黒住 正志	岡崎 雅彦	事後	人事異動 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	納税功労者表彰事務、税理士登録に関する事務、納税管理事務、口座振替事務、滞納整理事務、納税証明書等交付事務、不動産取得税賦課徴収事務、個人事業税賦課徴収事務、狩猟税賦課徴収事務、道府県たばこ税の賦課徴収事務、ゴルフ場利用税の賦課徴収事務、軽油引取税の賦課徴収事務、軽油流通情報管理事務、納税貯蓄組合・特別徴収義務者の報償金等交付事務、鉱区税賦課徴収事務、産業廃棄物処理税の賦課徴収事務、自動車税の賦課徴収事務、自動車取得税の賦課徴収事務	納税功労者表彰事務、税理士登録に関する事務、納税管理事務、口座振替事務、滞納整理事務、納税証明書等交付事務、不動産取得税賦課徴収事務、個人事業税賦課徴収事務、狩猟税賦課徴収事務、道府県たばこ税の賦課徴収事務、ゴルフ場利用税の賦課徴収事務、軽油引取税の賦課徴収事務、軽油流通情報管理事務、納税貯蓄組合・特別徴収義務者の報償金等交付事務、鉱区税賦課徴収事務、産業廃棄物処理税の賦課徴収事務、自動車税の賦課徴収事務、自動車取得税の賦課徴収事務、ふるさと納税(寄附)に関する事務	事後	個人情報取扱事務登録簿の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	一般社団法人岡山県総合協力事業団	有限会社鳳晋	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【税務システムデータベースファイル全記録項目6,169項目】	【税務システムデータベースファイル全記録項目6,176項目】	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	≪自動車取得税・自動車税≫(記録項目1,614項目)	≪自動車取得税・自動車税≫(記録項目1,621項目)	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 分配累積	—	改造車低排出ガス情報,改造車等燃費算定番号,改造車等燃費区分番号,車両安定性制御装置搭載車区分,WLTCモード燃費値,原動機型式(2),燃費基準(WLTCモード)	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成30年5月16日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 岡崎 雅彦	税務課長 中村 陽介	事後	人事異動 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	自動車税等窓口業務	(削除)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	岡山県入出力センター運用業務	(「委託事項3」を「委託事項2」に繰り上げ)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 共通宛名	—	確認フラグ,マイナンバー,性別コード	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 共通宛名履歴	—	確認フラグ,マイナンバー,性別コード	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 国税連携	—	確認フラグ,マイナンバー	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 免軽使用者	—	マイナンバー	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 エントリー	—	確認フラグ,マイナンバー	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 エントリーワーク	—	確認フラグ,マイナンバー	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 自動車税_オンエラー01	分配_処理年月日_和暦_日_更新フラグ	分配_処理年月日_和暦_日_マイナンバー_分配OSSフラグ_申告書OCRフラグ_判定年月日_更新フラグ	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 減免対象者	—	支局コード_登録番号_車種_登録番号_カナ_登録番号_番号_連番_初期登録業務日時_更新業務日時_初期登録ユーザID_更新ユーザID_有効フラグ_納税義務者_所有区分_納税義務者_続柄_納税義務者_住基住所漢字_障害者情報_圧縮済氏名カナ_障害者情報_圧縮済氏名漢字_障害者情報_マイナンバー_障害者情報_氏名カナ_障害者情報_氏名漢字_障害者情報_住所コード_県_障害者情報_住所コード_市町村_障害者情報_s住所コード_大字_障害者情報_住所コード_小字_障害者情報_郵便番号_障害者情報_住所漢字_障害者情報_住所漢字桁数_障害者情報_生年月日_居住地特例有無_居住地情報_住所コード_県_居住地情報_住所コード_市町村_居住地情報_住所コード_大字_居住地情報_住所コード_小字_居住地情報_郵便番号_居住地情報_住所漢字_居住地情報_住所漢字桁数_手帳級_身体_手帳番号_身体_交付年月日_身体_障害名_身体_認定部位_身体_認定級_身体_手帳番号_療育A_交付年月日_療育A_次判定_療育A_次判定年月_療育A_手帳番号_精神1級_手帳期限_精神1級_自立支援医療費受給者番号_精神1級_受給期限_精神1級_手帳情報_特記事項_運転者情報_マイナンバー_運転者情報_氏名カナ_運転者情報_氏名漢字_運転者情報_住所コード_県_運転者情報_住所コード_市町村_運転者情報_住所コード_大字_運転者情報_住所コード_小字_運転者情報_郵便番号_運転者情報_住所漢字_運転者情報_住所漢字桁数_運転者情報_生年月日_運転者情報_続柄_免許証有効期限_使用目的区分_生業内容等_生計同一証明(別居)_整理番号_住基審査_結果_障害審査_結果_継続申請書発送コード_本審査結果コード_本審査結果_詳細_本審査結果_入力日_削除フラグ_参考事項_退避_非課税免除コード_退避_非課税年月日_退避_身障免除本人_家族運転区分フラグ_申請時事務所コード_一時保存フラグ	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	IVその他のリスク対策 1. 監査②監査	・「岡山県情報セキュリティポリシー」に基づき定期的な監査計画を策定し、情報セキュリティ対策の外部監査を行っている。	・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき定期的な監査計画を策定し、情報セキュリティ対策の外部監査を行っている。	事後	①形式的な修正であり、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム5 ③他のシステムとの接続	[] 税務システム	[○] 税務システム	事後	③その他の項目の変更 (eLTAX更改・地方税共通納税システム導入に伴うシステム改修によるもの) であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 中村 陽介	税務課長	事後	③様式変更による。
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税の賦課に必要な情報は、地方税法第72条の55及び55の2、第73条の18、第122条、第152条等の規定により、入手することが明記されている。	・個人事業税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税並びに自動車税環境性能割、自動車税種別割の賦課に必要な情報は、旧地方税法第72条の55及び55の2、第73条の18、第122条、第152条並びに地方税法第160条、第177条の13等の規定により、入手することが明記されている。	事後	③その他の項目の変更 (税制改正に伴う税目追加) であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 統合宛名番号	—	(統合宛名番号) 業務区分, 個別宛名番号, 初期登録業務日時, 更新業務日時, 初期登録ユーザID, 更新ユーザID, 有効フラグ, 統合宛名番号, 更新年月日, 削除年月日	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 自動車税_異動DB	—	燃費基準(WLTCモード)	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 自動車税_オンエラー02	—	燃費基準(WLTCモード)	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 分配累積	—	車線逸脱警報装置搭載車区分, 登録識別情報区分	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 住所照会整理票	—	性別コード, マイナンバー, 確認フラグ	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 OSS申告書出力データ	-	(OSS申告書出力データ) 受付番号,申告区分コード,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ,申告年月日,申告区分情報,取得原因コード,取得原因情報,自動車税課税区分コード,自動車税課税区分情報,自取得税課税区分コード,自取得税課税区分情報,登録番号,旧登録番号,登録年月日,和暦,登録年月日,西暦,初度登録年月,納税義務者郵便番号,納税義務者住所1,納税義務者住所2,納税義務者氏名(漢字),納税義務者氏名(フリガナ),納税義務者生年月日,納税義務者電話番号,所有者住所1,所有者住所2,所有者氏名(漢字),所有者氏名(フリガナ),使用者住所1,使用者住所2,使用者氏名(漢字),使用者氏名(フリガナ),旧所有者住所1,旧所有者住所2,旧所有者氏名(漢字),旧所有者住所1,旧所有者住所2,旧所有者氏名(漢字),旧使用者住所1,旧使用者住所2,旧使用者氏名(漢字),用途コード,用途情報,種別,自家用事業用の別適否(営・自区分),形状,車名,型式,乗車定員1,乗車定員2,最大積載量1,最大積載量2,車両重量1,車両重量2,車両総重量1,車両総重量2,車台番号,類別区分番号,原動機の型式,長さ1,長さ2,幅1,幅2,高さ1,高さ2,総排気量又は定格出力,ロータリー数,燃料,主たる定置場住所1,主たる定置場住所2,旧主たる定置場住所,有効期間満了日,古物商許可番号,取得前の用途(用途),取得前の用途(その他),取得前の用途(年数),所有形態コード,所有形態情報,関わる者住所1,関わる者住所2,関わる者氏名(漢字),関わる者電話番号,現実の取得価額,車両本体価額,付加物価額,付加物内訳名称,課税標準額,取得税率(整数部),取得税率(小数部),自動車取得税納付額,エコカー減税コード,特例1受否区分,特例1適用,特例2受否区分,特例2適用,特例3受否区分,特例3適用,特例4受否区分,特例4適用,特例5受否区分,特例5適用,特例6受否区分,特例6適用,燃費(整数部),燃費(小数部),変速装置構造,バルブフルード,ASV(特	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目 OSSデータ収納キー	-	(OSSデータ収納キー) 税目コード,事務所コード,賦課番号,年度期,初期登録業務日時,更新業務日時,初期登録ユーザID,更新ユーザID,有効フラグ	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 クレジット納付番号管理	—	(クレジット納付番号管理) 税目コード、事務所コード、賦課番号、年度期、申告区分、初期登録業務日時、更新業務日時、初期登録ユーザID、更新ユーザID、有効フラグ、納付番号、確認番号、納付金額、異動年月日	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	住民基本台帳ネットワークシステムからは、個人番号、基本4情報以外の情報は入手できない。	住民基本台帳ネットワークシステムからは、個人番号、基本4情報及び課税や減免手続に必要な事項以外の情報を入手することはない。	事後	①「特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更」に当たるため、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクその他の措置の内容	・端末PCのパスワードについては、8桁以上、英字大文字、英字小文字、数字を最低1文字ずつ組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。また、統合認証・アップデート管理システムにより、端末PCのパスワードは、定期的(180日ごと)に変更される。	端末PCのパスワードについては、10桁以上、英字大文字、英字小文字、数字及び記号を最低1文字ずつ組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。また、統合認証・アップデート管理システムにより、端末PCのパスワードは、定期的(180日ごと)に変更される。さらに、生体認証もあわせて実施している。	事後	①県内部規定の変更に伴うものであり重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ管理の内容 具体的な管理方法	端末PCのパスワードについては、8桁以上、英字大文字、英字小文字、数字を最低1文字ずつ組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。また、統合認証・アップデート管理システムにより、端末PCのパスワードは、定期的(180日ごと)に変更される。	端末PCのパスワードについては、10桁以上、英字大文字、英字小文字、数字及び記号を最低1文字ずつ組み合わせたもので、堅牢なパスワードとしている。また、統合認証・アップデート管理システムにより、端末PCのパスワードは、定期的(180日ごと)に変更される。さらに、生体認証もあわせて実施している。	事後	①県内部規定の変更に伴うものであり重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	—	③委託契約の締結後は必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握・情報保護管理体制の把握を行う。	事後	①「特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更」に当たるため、重要な変更には該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・個人情報の秘密の保持 ・作業責任者等の届出 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の利用及び提供の制限 ・教育の実施 ・再委託の禁止（あらかじめ岡山県の承認を得ている場合を除く。） ・個人情報の返還又は廃棄 ・監査及び検査 ・事故時の対応など	①委託契約書において、個人情報取扱特記事項を明記している。 ・個人情報の秘密の保持 ・作業責任者等の届出 ・個人情報の収集の制限 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の利用及び提供の制限 ・教育の実施 ・再委託の禁止（あらかじめ岡山県の承認を得ている場合を除く。） ・個人情報の返還又は廃棄 ・監査及び検査 ・事故時の対応など ②委託先に対して実地監査・調査等を行うことができる規定を定めることとする。	事後	①「特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更」に当たるため、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録	番号法施行令第23条等の規定に基づき、	番号法施行令第22条等の規定に基づき、	事後	①形式的な変更（法の条ずれ）であり、重要な変更には該当しない。）
令和2年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	①形式的な変更（法の条ずれ）であり、重要な変更には該当しない。）
令和2年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	①形式的な変更（法の条ずれ）であり、重要な変更には該当しない。）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	①形式的な変更(法の条ずれ)であり、重要な変更該当しない。
令和2年4月1日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①税務システム(サーバー及び周辺機器)はデータセンターに設置し、入館を管理する。</p> <p>②データセンター内のサーバー室、サーバーの管理機能にアクセス可能なコンピュータが設置されている部屋(運用管理室)、特定個人情報の保存媒体(バックアップ)等を設置するサーバー室については、入退室管理、監視及び施錠管理する。なお、サーバー機器等ラックは耐震措置がとられている。</p> <p>③サーバー機器等に係る電源については、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。</p>	<p><税務システムにおける措置></p> <p>①税務システム(サーバー及び周辺機器)はデータセンターに設置し、入館を管理する。</p> <p>②データセンター内のサーバー室、サーバーの管理機能にアクセス可能なコンピュータが設置されている部屋(運用管理室)、特定個人情報の保存媒体(バックアップ)等を設置するサーバー室については、入退室管理、監視及び施錠管理する。なお、サーバー機器等ラックは耐震措置がとられている。</p> <p>③サーバー機器等に係る電源については、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。</p> <p>④サーバー室への入退室の際には、データの漏洩防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持込みを行わないこととする。</p>	事後	①「特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更」に当たるため、重要な変更該当しない。
令和2年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検監査 具体的なチェック方法	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>・内部手順書等に基づき、運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・運用規則等に基づき、中間サーバーの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき、運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。</p> <p><中間サーバーにおける措置></p> <p>・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき、中間サーバーの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	事後	①時点修正等であり、重要な変更該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p><税務システムの運用における措置> ・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき定期的な監査計画を策定し、情報セキュリティ対策の外部監査を行っている。 ・自己監査の実施について検討していくこととする。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・内部手順書等に基づき、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバーについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p><税務システムの運用における措置> ・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき定期的な監査計画を策定し、情報セキュリティ対策の監査を行っている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき、定期的に監査を行っている。</p> <p><中間サーバーにおける措置> ・「岡山県情報セキュリティポリシー」及び「岡山県特定個人情報等の管理に関する規定」に基づき、中間サーバーについて、定期的に監査を行っている。</p>	事後	①時点修正等であり、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><税務システムの運用における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施する。 ②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する従事者への教育の実施などの特記事項を明記し、委託契約を締結することとしている。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を必要に応じて実施することとしている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ②受託業者に対しては、契約内容の個人情報保護に関する従事者への教育の実施などの特記事項を明記し、委託契約を締結することとしている。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を必要に応じて実施することとしている。</p>	<p><税務システムの運用における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を実施する。また、未受講者に対しては再受講を促すなど、全職員が受講できるよう配慮する。 ②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する従事者への教育の実施などの特記事項を明記し、委託契約を締結している。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を必要に応じて実施している。</p> <p>体内統合宛名システムにおける措置> ②受託業者に対しては、契約内容の個人情報保護に関する従事者への教育の実施などの特記事項を明記し、委託契約を締結している。また、契約締結後に、個人情報の適正管理等に関する調査を必要に応じて実施している。</p>	事後	①「特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更」に当たるため、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	VI 評価実施手続	岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会	岡山県行政不服等審査会	事後	③組織変更によるもの。
令和3年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項 1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	専用線	専用線 その他(データ連携サーバ)	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 分配累積	—	排出ガス規制年・低排出ガス認定区分,用途IDコード,令和12年度燃費基準達成車情報,その他検査事項等コード,騒音規制区分,側方衝突警報装置搭載車区分	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 分配	—	排出ガス規制年・低排出ガス認定区分,用途IDコード,令和12年度燃費基準達成車情報,その他検査事項等コード,騒音規制区分,側方衝突警報装置搭載車区分	事後	特定個人情報ファイル記録項目の追加 ③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない。
令和4年4月1日	I 基本情報(別添1)事務の内容 ■ 地方税に関する事務内容 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用①入手元 6. 特定個人情報の保管・消去③消去方法	情報政策課	デジタル推進課	事後	③様式変更による。